

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月12日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 幸子

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 坂井 瑛美

【電話番号】 03-6703-4100

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）  
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）  
3,000億円を上限とします。

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）  
3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）

（以上を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、3,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

### (5)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

以下の場合には、無手数料とします。

#### a. スイッチング<sup>\*</sup>による購入の場合

<sup>\*</sup> スイッチングとは、「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」の相互間で、換金した場合の手取額をもって、当該換金の申込日当日に他方のコースの購入申込を行うことをいいます。

スイッチングの取扱については、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

b. <累積投資コース<sup>\*</sup>>を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

<sup>\*</sup> 分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る<一般コース>と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される<累積投資コース>の2つの申込方法があります。

c. 確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合

#### (6)【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る<一般コース>と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される<累積投資コース>の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

申込コース		申込単位
一般コース		1万口以上1万口単位
累積投資コース		1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込み、収益分配金再投資によるお申込みは1円単位
スイッチング	一般コース	1口以上1口単位 1万口以上1万口単位
	累積投資コース	1円以上1円単位 1万円以上1円単位

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める申込単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### (7)【申込期間】

2026年6月13日から2026年12月11日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

#### (9)【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」で払い込みください。

#### (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12)【その他】

## 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行  
行いません。

## 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

（「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/海外/債券に属しています。下記は、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

##### <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	<ヘッジなし>
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	なし
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回（隔月）	北米	ファンド・	
債券	年12回（毎月）	欧州	オブ・	<ヘッジあり>
一般	日々	アジア	ファンズ	あり
公債	その他	オセアニア		(フルヘッジ)
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券（債券）)				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## &lt;各分類および区分の定義&gt;

## ・商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ・属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	<ヘッジなし> 為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	<ヘッジあり> 為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

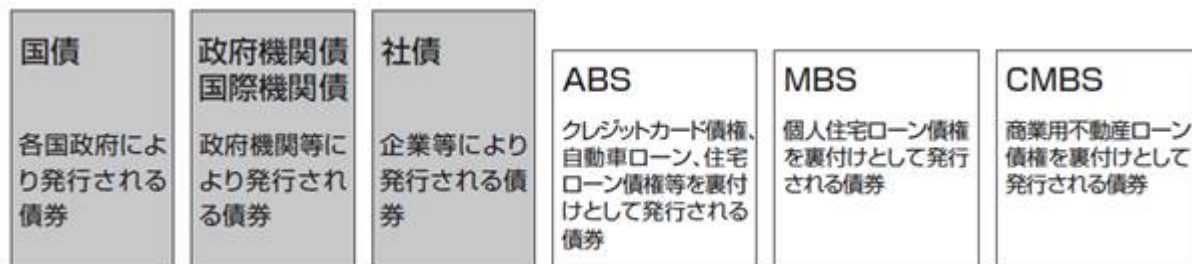
上記は、一般社団法人資産運用業協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（[www.imaj.or.jp/](http://www.imaj.or.jp/)）をご覧ください。

信託金の限度額は各ファンド5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色(各ファンドおよびマザーファンドの特色)

- a. 当ファンドは、世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。  
 投資する公社債は、取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- 国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券\*等にも投資します。
- \* 不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。MBS(モーゲージ証券)、CMBS(商業用不動産ローン担保証券)、ABS(資産担保証券)などがあります。  
 デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

<投資する債券の種類と概要>



上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

- b. FTSE世界国債インデックス\*をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

為替ヘッジなし	FTSE世界国債インデックス(円ベース)
為替ヘッジあり	FTSE世界国債インデックス(円ヘッジ円ベース)

- \* FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- \* 当ファンドの投資対象国は当該インデックス構成国に限定されるものではありません。

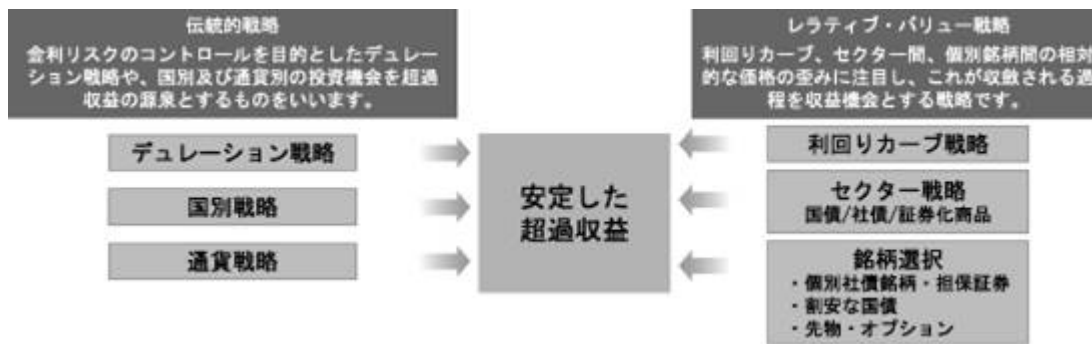
- c. グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行います。  
 委託会社は、世界主要国の公社債等の運用指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。



運用の委託範囲の詳細については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針 各ファンドの投資態度」をご覧ください。

## &lt;ブラックロックの債券運用の特色&gt;

金利・為替についての相場観に過度に依存せず、計算可能な相対価値（「レラティブ・バリュー」）に基づく投資機会を発見し、積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。

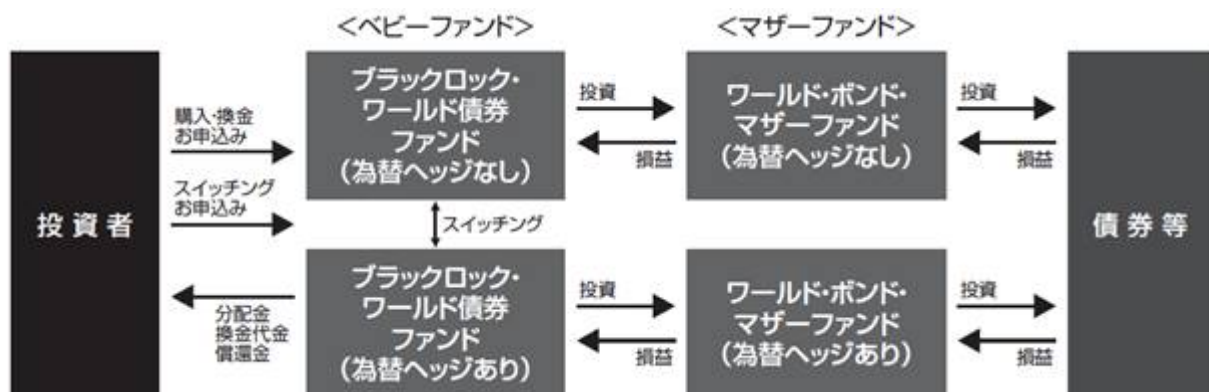


ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

d. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。スイッチング可能な2本のファンドで構成されています。

為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行いません。
為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行う場合もあります。



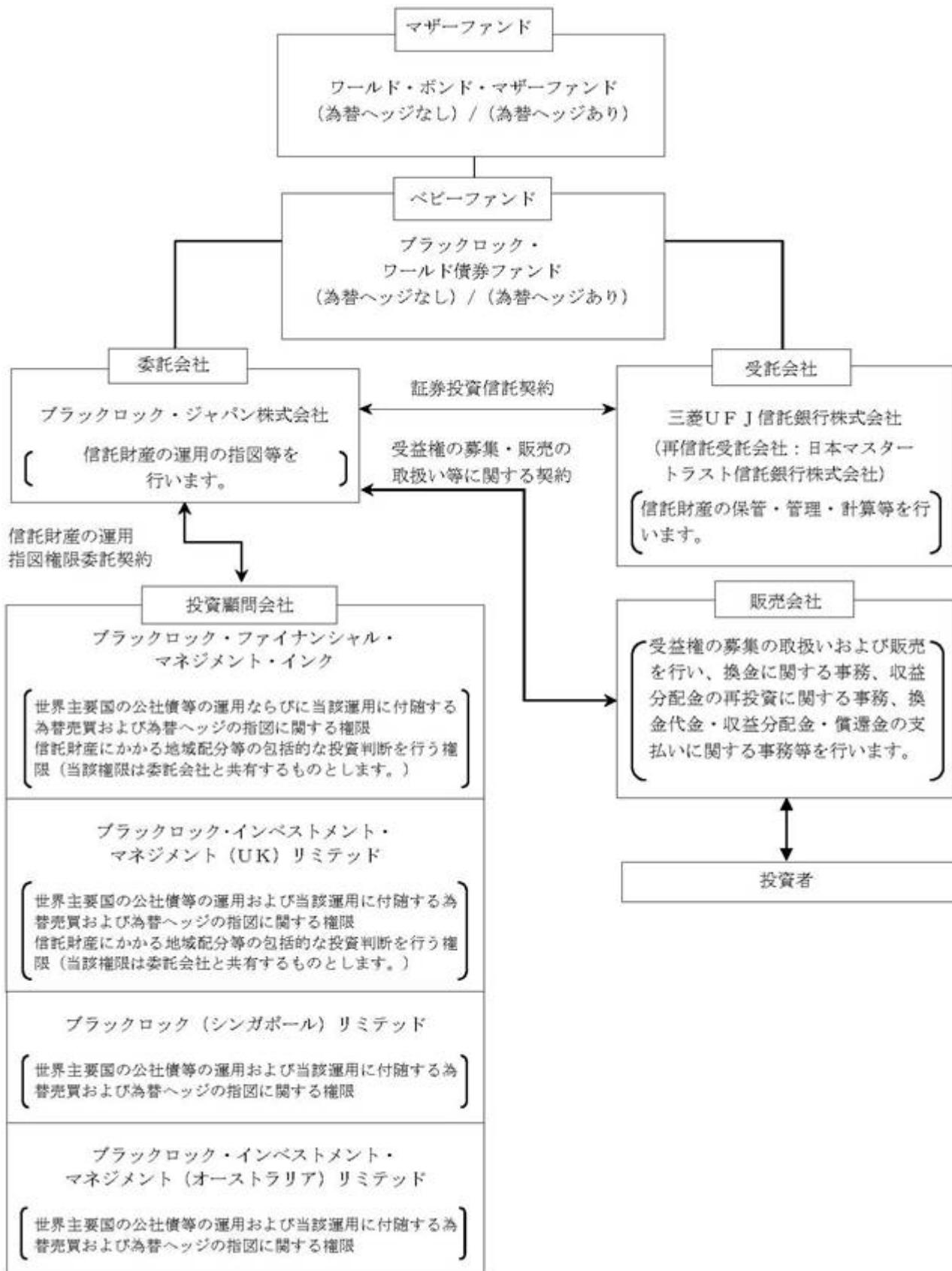
ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (2)【ファンドの沿革】

1998年12月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2000年12月1日	ファンド名称変更(旧メリルリンチ・マーキュリー・ワールド債券ファンド為替変動型/ 為替変動低減型)
2006年10月1日	ファンド名称を「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジなし)/(為替 ヘッジあり)」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジな し)/(為替ヘッジあり)」へ変更
2006年10月23日	運用の基本方針の変更
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2009年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイ ズ・グローバル・インベスターズ株式会社(新社名:ブラックロック・ジャパン株式会 社)に承継
2017年6月10日	マザーファンドの名称を「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替 ヘッジなし)」から「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」へ、「ブ ラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)」から「ワール ド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)」へそれぞれ変更

## (3) 【ファンドの仕組み】



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

## &lt; 委託会社の概況 &gt;

2026年3月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a. 資本金 3,120百万円

## b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デザート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 「為替ヘッジなし」

主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

FTSE世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

#### 「為替ヘッジあり」

主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

#### 「各ファンド共通」

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック(シンガポール)リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

## &lt;参考&gt; 各マザーファンドの運用の基本方針

## ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

## 運用の基本方針

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

F T S E 世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

## (3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）

## 運用の基本方針

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

F T S E 世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド (BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド (BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

## (3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## (2)【投資対象】

## 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c．金銭債権
- d．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

## 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するもの、およびn.のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

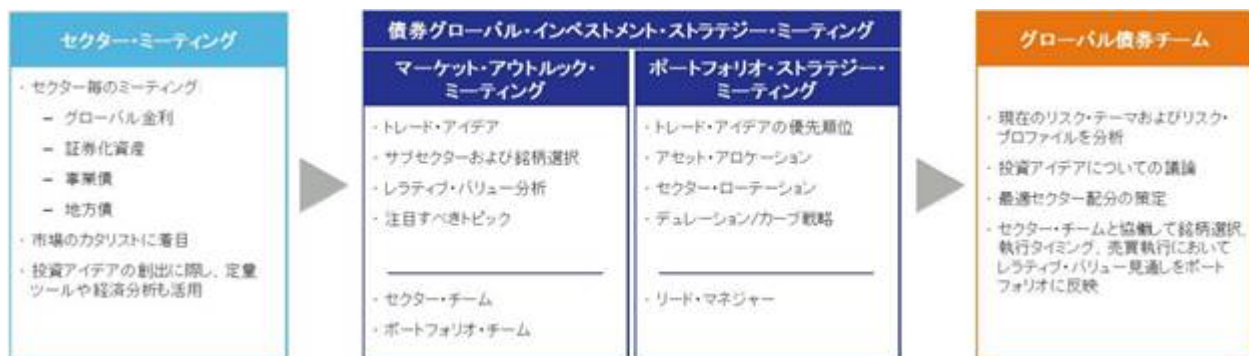
当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック(シンガポール)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託しており、その債券運用チーム(約10名程度)によって運用されています。

ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング(投資戦略会議)が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



運用体制は、変更となる場合があります。

### ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約13.9兆米ドル<sup>\*</sup>（約2,210兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

<sup>\*</sup> 2026年3月末現在。（円換算レートは1米ドル = 159.090円を使用）

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

年2回の毎決算時（3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

##### a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができま。

##### b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

##### c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- a．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b．売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払時期および場所

- a．一般コースの場合は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。投資者が、支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- b．累積投資コースの場合は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

各ファンドの約款で定める投資制限

「各ファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

##### a．投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他一般社団法人資産運用業協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

##### b．株式等への投資比率の制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合<sup>\*</sup>は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

<sup>\*</sup> 「実質投資割合」とは、各ファンドの信託財産の純資産総額に対する、各ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

##### c．同一銘柄の株式への投資制限

- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## d．同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## e．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## g．投資信託証券への投資制限

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## h．信用取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## i．先物取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## j．スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### k. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### l. 有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### m. 公社債の空売りの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## n．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する、借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## o．外国為替予約の指図

## 「為替ヘッジなし」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

## 「為替ヘッジあり」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## p．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## q．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## r．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## 投信法等関係法令で定める主な投資制限

## 同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### 基準価額の変動要因

##### a．金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行います。

「為替ヘッジなし」は、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行います。為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

##### d．期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMB S、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### e．カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### f．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

## ファンド運営上のリスク

### a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

### b．ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

### c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

### d．流動性リスクの関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

### e．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

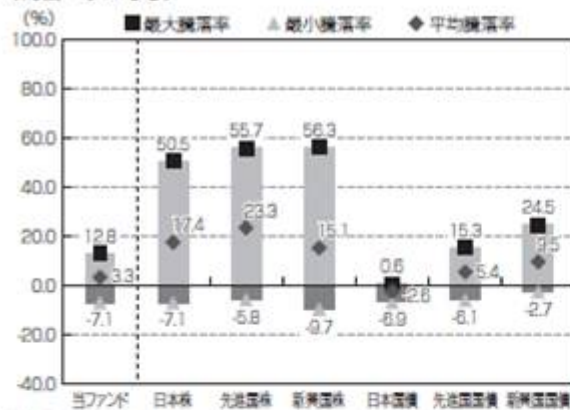
リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

## （参考情報）

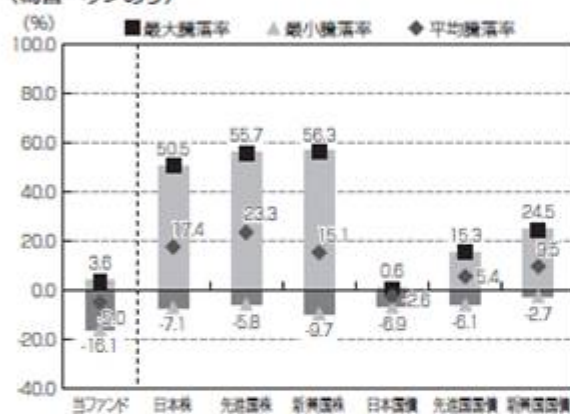
### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年4月～2026年3月)

(為替ヘッジなし)



(為替ヘッジあり)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

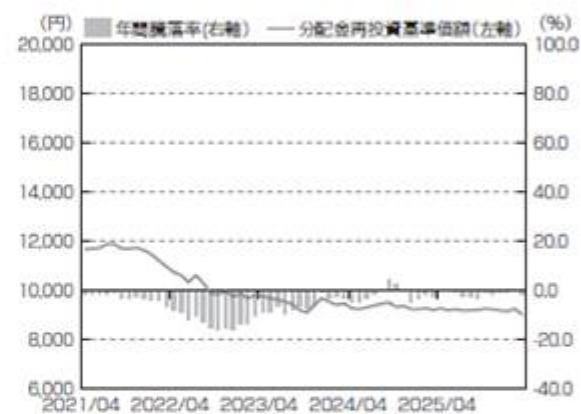
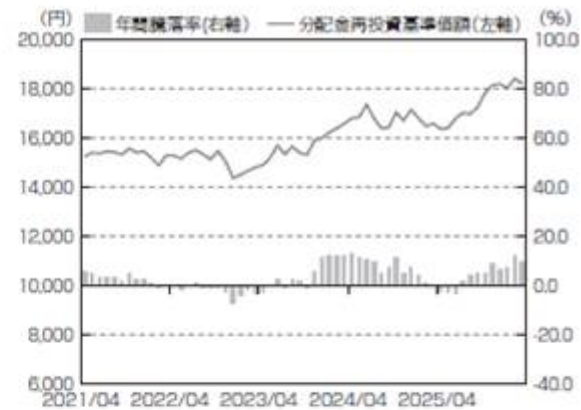
※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマーシング・マーケット指数 (配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債………… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国国債………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・レティバースィファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2021年4月～2026年3月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <各指数について>

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利、ノウハウおよび東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の記録、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース) およびMSCIエマーシング・マーケット指数 (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース) は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマーシング・マーケット指数 (配当込み、円ベース) は新興国の株式を対象として算出した指数です。両指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は両指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。両指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。両指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・レティバースィファイド (円ベース) は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。両指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

以下の場合には、無手数料とします。

- a．スイッチングによる購入の場合
- b．＜累積投資コース＞を選択した投資者が、分配金を再投資する場合
- c．確定拠出年金制度において購入する場合

### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.935%（税抜0.85%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.440% (税抜0.40%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.440% (税抜0.40%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が 650億円以下の部分	年0.055% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	650億円超1,000億円以下の部分	年0.044% (税抜0.04%)	
	1,000億円超の部分	年0.033% (税抜0.03%)	

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

#### 信託報酬の支払時期と支払方法

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用<sup>\*</sup>は、その都度、信託財産中より支弁します。

<sup>\*</sup> 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とし委託者報酬より支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。  
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」をご覧ください。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合  
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合  
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

## 個人、法人の課税の取扱いについて

### a．個人の投資者に対する課税

#### (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

#### (b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

### b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2026年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**(参考情報)ファンドの総経費率**

直近の運用報告書の対象期間(2025年9月17日から2026年3月16日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり	0.99%	0.95%	0.05%
為替ヘッジなし	0.99%	0.93%	0.06%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は2026年3月末現在のものです。

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

## (1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,298,007,680	100.04
内 日本	1,298,007,680	100.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	499,598	0.04
純資産総額	1,297,508,082	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ワールド・ボンド・マ ザーファンド（為替ヘッ ジなし）	日本	親投資信託 受益証券	515,696,337	2.5223	1,300,743,267	2.5170	1,298,007,680	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2026年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第35期(2016年9月16日)	1,097,987,033	1,099,335,172	1.2217	1.2232
第36期(2017年3月16日)	1,138,530,012	1,139,890,546	1.2552	1.2567
第37期(2017年9月19日)	1,183,596,380	1,184,952,200	1.3095	1.3110
第38期(2018年3月16日)	1,139,527,750	1,140,884,185	1.2601	1.2616
第39期(2018年9月18日)	1,156,940,610	1,158,309,032	1.2682	1.2697
第40期(2019年3月18日)	1,184,518,643	1,185,906,175	1.2805	1.2820
第41期(2019年9月17日)	1,162,720,774	1,164,068,718	1.2939	1.2954
第42期(2020年3月16日)	1,125,563,426	1,126,876,915	1.2854	1.2869
第43期(2020年9月16日)	1,156,410,615	1,157,710,676	1.3343	1.3358
第44期(2021年3月16日)	1,186,034,153	1,187,349,211	1.3528	1.3543
第45期(2021年9月16日)	1,176,223,854	1,177,523,019	1.3581	1.3596
第46期(2022年3月16日)	1,111,944,557	1,113,208,925	1.3192	1.3207
第47期(2022年9月16日)	1,146,602,963	1,147,860,712	1.3674	1.3689
第48期(2023年3月16日)	1,092,332,653	1,093,593,369	1.2997	1.3012
第49期(2023年9月19日)	1,138,440,702	1,139,689,173	1.3678	1.3693
第50期(2024年3月18日)	1,197,721,468	1,198,969,708	1.4393	1.4408
第51期(2024年9月17日)	1,164,754,526	1,165,977,007	1.4292	1.4307
第52期(2025年3月17日)	1,183,595,231	1,184,821,659	1.4476	1.4491
第53期(2025年9月16日)	1,230,163,890	1,231,385,929	1.5100	1.5115
第54期(2026年3月16日)	1,295,462,238	1,296,675,683	1.6014	1.6029
2025年3月末現在	1,198,827,518		1.4586	
2025年4月末現在	1,170,898,026		1.4383	
2025年5月末現在	1,181,540,533		1.4426	
2025年6月末現在	1,209,258,174		1.4758	
2025年7月末現在	1,217,912,598		1.4966	
2025年8月末現在	1,216,547,872		1.4925	
2025年9月末現在	1,236,006,763		1.5151	
2025年10月末現在	1,275,738,491		1.5671	
2025年11月末現在	1,296,788,310		1.5943	
2025年12月末現在	1,298,705,942		1.5982	
2026年1月末現在	1,294,746,316		1.5833	
2026年2月末現在	1,318,910,300		1.6180	
2026年3月末現在	1,297,508,082		1.5974	

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第35期	0.0015
第36期	0.0015
第37期	0.0015
第38期	0.0015
第39期	0.0015
第40期	0.0015
第41期	0.0015
第42期	0.0015
第43期	0.0015
第44期	0.0015
第45期	0.0015
第46期	0.0015
第47期	0.0015
第48期	0.0015
第49期	0.0015
第50期	0.0015
第51期	0.0015
第52期	0.0015
第53期	0.0015
第54期	0.0015

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第35期	5.6
第36期	2.9
第37期	4.4
第38期	3.7
第39期	0.8
第40期	1.1
第41期	1.2
第42期	0.5
第43期	3.9
第44期	1.5
第45期	0.5
第46期	2.8
第47期	3.8
第48期	4.8
第49期	5.4
第50期	5.3
第51期	0.6
第52期	1.4
第53期	4.4
第54期	6.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第35期	40,608,011	43,950,340	898,759,462
第36期	42,308,945	34,045,460	907,022,947
第37期	39,913,249	43,055,781	903,880,415
第38期	43,844,260	43,434,207	904,290,468
第39期	42,034,678	34,043,259	912,281,887
第40期	43,040,842	30,300,916	925,021,813
第41期	39,210,643	65,602,503	898,629,953
第42期	39,426,827	62,397,141	875,659,639
第43期	52,360,723	61,312,795	866,707,567
第44期	59,873,431	49,875,365	876,705,633
第45期	45,380,996	55,976,351	866,110,278
第46期	45,485,163	68,683,022	842,912,419
第47期	48,816,362	53,229,213	838,499,568
第48期	40,856,127	38,877,839	840,477,856
第49期	40,811,220	48,974,975	832,314,101
第50期	43,085,729	43,239,290	832,160,540
第51期	42,271,063	59,443,771	814,987,832
第52期	34,690,788	32,059,531	817,619,089
第53期	55,318,628	58,244,697	814,693,020
第54期	43,938,191	49,667,311	808,963,900

## 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	105,012,421	100.04
内 日本	105,012,421	100.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	39,753	0.04
純資産総額	104,972,668	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ワールド・ボンド・マ ザーファンド（為替ヘッ ジあり）	日本	親投資信託 受益証券	79,171,005	1.3320	105,459,456	1.3264	105,012,421	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

2026年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第35期(2016年9月16日)	198,357,791	198,617,447	1.1459	1.1474
第36期(2017年3月16日)	191,636,162	191,897,399	1.1004	1.1019
第37期(2017年9月19日)	188,218,073	188,472,984	1.1075	1.1090
第38期(2018年3月16日)	173,263,874	173,501,803	1.0923	1.0938
第39期(2018年9月18日)	166,732,892	166,965,349	1.0759	1.0774
第40期(2019年3月18日)	167,593,022	167,823,349	1.0914	1.0929
第41期(2019年9月17日)	169,648,424	169,872,365	1.1363	1.1378
第42期(2020年3月16日)	167,733,186	167,954,480	1.1369	1.1384
第43期(2020年9月16日)	169,523,445	169,743,066	1.1578	1.1593
第44期(2021年3月16日)	151,291,705	151,493,107	1.1268	1.1283
第45期(2021年9月16日)	150,485,026	150,684,126	1.1337	1.1352
第46期(2022年3月16日)	137,998,425	138,193,378	1.0618	1.0633
第47期(2022年9月16日)	128,363,188	(同左)	0.9690	(同左)
第48期(2023年3月16日)	127,353,584	(同左)	0.9467	(同左)
第49期(2023年9月19日)	130,823,020	(同左)	0.8924	(同左)
第50期(2024年3月18日)	123,299,561	(同左)	0.9009	(同左)
第51期(2024年9月17日)	114,620,575	(同左)	0.9152	(同左)
第52期(2025年3月17日)	120,900,115	(同左)	0.8767	(同左)
第53期(2025年9月16日)	117,395,808	(同左)	0.8838	(同左)
第54期(2026年3月16日)	104,445,404	(同左)	0.8669	(同左)
2025年3月末現在	121,506,931		0.8799	
2025年4月末現在	115,477,588		0.8870	
2025年5月末現在	115,192,167		0.8790	
2025年6月末現在	119,423,604		0.8832	
2025年7月末現在	117,259,855		0.8780	
2025年8月末現在	116,700,400		0.8793	
2025年9月末現在	117,141,477		0.8806	
2025年10月末現在	107,648,234		0.8852	
2025年11月末現在	106,986,738		0.8839	
2025年12月末現在	106,362,148		0.8784	
2026年1月末現在	105,439,861		0.8757	
2026年2月末現在	106,204,452		0.8850	
2026年3月末現在	104,972,668		0.8628	

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第35期	0.0015
第36期	0.0015
第37期	0.0015
第38期	0.0015
第39期	0.0015
第40期	0.0015
第41期	0.0015
第42期	0.0015
第43期	0.0015
第44期	0.0015
第45期	0.0015
第46期	0.0015
第47期	
第48期	
第49期	
第50期	
第51期	
第52期	
第53期	
第54期	

## 収益率の推移

	収益率(%)
第35期	1.7
第36期	3.8
第37期	0.8
第38期	1.2
第39期	1.4
第40期	1.6
第41期	4.3
第42期	0.2
第43期	2.0
第44期	2.5
第45期	0.7
第46期	6.2
第47期	8.7
第48期	2.3
第49期	5.7
第50期	1.0
第51期	1.6
第52期	4.2
第53期	0.8
第54期	1.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第35期	20,933,602	8,854,493	173,104,054
第36期	40,182,040	39,127,856	174,158,238
第37期	7,789,996	12,006,951	169,941,283
第38期	4,957,433	16,278,759	158,619,957
第39期	9,217,975	12,866,112	154,971,820
第40期	7,217,048	8,637,253	153,551,615
第41期	9,777,789	14,034,971	149,294,433
第42期	9,630,712	11,395,545	147,529,600
第43期	12,892,740	14,008,209	146,414,131
第44期	6,189,449	18,335,054	134,268,526
第45期	8,033,003	9,567,891	132,733,638
第46期	6,050,786	8,815,485	129,968,939
第47期	5,014,584	2,510,402	132,473,121
第48期	5,553,839	3,497,405	134,529,555
第49期	19,664,897	7,594,594	146,599,858
第50期	8,414,284	18,157,623	136,856,519
第51期	16,286,897	27,898,122	125,245,294
第52期	31,459,548	18,805,788	137,899,054
第53期	16,391,662	21,455,530	132,835,186
第54期	24,460,266	36,819,206	120,476,246

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	2,505,212,954	86.65
内 アメリカ	608,582,453	21.05
内 日本	380,353,432	13.16
内 中国	319,964,403	11.07
内 イタリア	197,722,373	6.84
内 イギリス	172,719,890	5.97
内 フランス	152,012,427	5.26
内 ドイツ	151,859,473	5.25
内 スペイン	135,767,470	4.70
内 メキシコ	87,081,325	3.01
内 ベルギー	44,517,461	1.54
内 オランダ	40,496,427	1.40
内 カナダ	36,543,091	1.26
内 オーストリア	35,277,786	1.22
内 ポーランド	27,672,936	0.96
内 マレーシア	16,796,089	0.58
内 シンガポール	16,318,236	0.56
内 フィンランド	14,023,477	0.49
内 韓国	12,229,467	0.42
内 アイルランド	11,927,472	0.41
内 チェコ	11,400,023	0.39
内 スウェーデン	10,801,148	0.37
内 ポルトガル	8,698,893	0.30
内 デンマーク	7,667,270	0.27
内 ノルウェー	2,973,007	0.10
内 ハンガリー	1,806,925	0.06
特殊債券	220,703,188	7.64
内 アメリカ	155,134,576	5.37
内 カナダ	43,858,279	1.52
内 オーストラリア	21,710,333	0.75
社債券	51,641,452	1.79
内 アメリカ	51,641,452	1.79
売付債券	21,902,885	0.76
内 アメリカ	21,902,885	0.76
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	135,561,808	4.69
純資産総額	2,891,216,517	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2028/02/29	アメリカ	2028/2/29	3.375	国債証券	152,205,760	99.41	151,321,481	99.16	150,927,466	5.22
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/11/30	アメリカ	2030/11/30	3.5	国債証券	150,287,200	98.42	147,921,348	98.02	147,322,548	5.10
3	3 6 4 1 0年国債	日本	2031/9/20	0.1	国債証券	83,850,000	91.36	76,605,360	90.92	76,237,258	2.64
4	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	フランス	2029/2/25	2.75	国債証券	73,364,000	100.06	73,408,752	99.49	72,992,044	2.52
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15	アメリカ	2035/11/15	4	国債証券	68,748,400	97.84	67,266,011	97.39	66,954,495	2.32
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/10/31	アメリカ	2027/10/31	4.125	国債証券	56,757,400	100.56	57,076,659	100.38	56,976,884	1.97
7	3 7 3 1 0年国債	日本	2033/12/20	0.6	国債証券	55,100,000	89.86	49,517,818	89.32	49,216,422	1.70
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/09/30	アメリカ	2030/9/30	3.625	国債証券	46,365,200	99.03	45,915,921	98.62	45,729,488	1.58
9	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15	ドイツ	2028/3/15	2.1	国債証券	44,018,400	99.38	43,748,127	99.01	43,585,787	1.51
10	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	スペイン	2028/4/30	1.4	国債証券	37,599,050	97.68	36,727,766	97.34	36,602,524	1.27
11	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62% 2027/08/15	中国	2027/8/15	1.62	国債証券	32,355,960	100.47	32,511,210	100.48	32,513,847	1.12
12	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 3.75% 2028/01/11	メキシコ	2028/1/11	3.75	国債証券	31,976,000	98.57	31,520,342	98.39	31,461,825	1.09
13	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01	イタリア	2026/12/1	1.25	国債証券	30,079,240	99.27	29,861,284	99.23	29,847,719	1.03
14	5 4 3 0年国債	日本	2047/3/20	0.8	国債証券	47,750,000	63.18	30,168,926	61.74	29,484,670	1.02
15	UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2028/10/22	イギリス	2028/10/22	1.625	国債証券	30,810,380	94.14	29,006,698	93.55	28,823,707	1.00
16	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/08/01	イタリア	2027/8/1	2.05	国債証券	28,245,140	99.39	28,074,256	99.06	27,981,693	0.97
17	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	中国	2030/5/21	2.68	国債証券	25,422,540	104.74	26,629,747	104.82	26,650,161	0.92
18	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/1/22	3.25	国債証券	35,030,980	75.72	26,526,762	74.95	26,259,222	0.91
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2034/11/15	アメリカ	2034/11/15	4.25	国債証券	25,580,800	100.32	25,664,735	99.80	25,530,835	0.88
20	CHINA GOVERNMENT BOND 1.49% 2031/12/25	中国	2031/12/25	1.49	国債証券	25,422,540	99.22	25,226,413	99.34	25,255,216	0.87
21	4 6 8 2年国債	日本	2027/1/1	0.6	国債証券	24,850,000	99.70	24,776,444	99.67	24,768,989	0.86
22	CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2032/09/01	中国	2032/9/1	2.6	国債証券	23,111,400	105.93	24,483,315	106.00	24,499,734	0.85
23	SPAIN GOVERNMENT BOND 2.8% 2026/05/31	スペイン	2026/5/31	2.8	国債証券	24,393,530	100.11	24,422,314	100.08	24,415,458	0.84
24	MEXICAN BONOS 7.5% 2033/05/26	メキシコ	2033/5/26	7.5	国債証券	26,474,700	92.09	24,382,669	91.33	24,181,461	0.84
25	CHINA GOVERNMENT BOND 2.35% 2034/02/25	中国	2034/2/25	2.35	国債証券	23,111,400	104.55	24,165,233	104.58	24,171,984	0.84
26	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.35% 2029/07/01	イタリア	2029/7/1	3.35	国債証券	23,843,300	101.56	24,215,780	100.77	24,027,084	0.83
27	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/08/15	ドイツ	2048/8/15	1.25	国債証券	36,452,920	65.51	23,882,859	65.59	23,910,268	0.83
28	BUNDESobligation 2.4% 2030/04/18	ドイツ	2030/4/18	2.4	国債証券	23,843,300	99.44	23,711,288	98.85	23,571,009	0.82
29	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	ドイツ	2053/8/15	1.8	国債証券	33,013,800	70.17	23,166,106	70.74	23,354,292	0.81
30	3 7 3 0年国債	日本	2042/9/20	1.9	国債証券	27,200,000	86.46	23,519,296	85.10	23,148,832	0.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	86.65
特殊債券	7.64
社債券	1.79
売付債券	0.76
合計	95.31

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US ULTRA BOND(CBT) FUTURE JUN 26	買建	9	167,474,554	167,409,348	5.79
			US 2YR NOTE (CBT) JUN 26	買建	4	132,486,638	132,615,465	4.59
			US 5YR NOTE (CBT) JUN 26	買建	4	68,943,488	69,093,139	2.39
			US 10YR NOTE FUTURE JUN 26	買建	2	35,449,898	35,433,405	1.23
	ユーロ	EUREX取引所	EURO-OAT FUTURE JUN 26	買建	2	43,746,953	43,427,819	1.50
			EURO-BOBL FUTURE JUN 26	買建	2	42,632,113	42,312,687	1.46
			EURO-BUND FUTURE JUN 26	買建	1	22,884,212	22,959,263	0.79
	オーストラ リア	シドニー先物 取引所	AUST 3YR BOND FUTURE JUN 26	買建	1	11,390,623	11,348,714	0.39
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR ULTRA FUTURE JUN 26	売建	1	18,081,668	18,101,413	0.63
	カナダ	モントリオール 取引所	CAD 10YR BOND FUTURE JUN 26	売建	2	27,398,527	27,453,650	0.95
ユーロ	EUREX取引所	EURO-BUXL 30Y BND JUN 26	売建	2	39,917,352	40,181,462	1.39	
日本	大阪取引所	長期国債先物 2026年6月 限	売建	1	131,040,000	130,310,000	4.51	
金利先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	FED FUND 30DAY MAR 26	売建	2	128,397,239	128,393,910	4.44

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## 「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	3,196,707,148	87.42
内 アメリカ	757,070,383	20.70
内 日本	427,938,565	11.70
内 中国	407,865,701	11.15
内 ドイツ	247,333,369	6.76
内 イタリア	221,864,375	6.07
内 イギリス	204,623,747	5.60
内 フランス	201,281,510	5.50
内 スペイン	177,395,873	4.85
内 メキシコ	93,984,746	2.57
内 オランダ	66,624,152	1.82
内 カナダ	63,195,692	1.73
内 ベルギー	51,391,609	1.41
内 オーストリア	48,109,369	1.32
内 ポーランド	32,720,501	0.89
内 マレーシア	24,393,683	0.67
内 シンガポール	24,317,272	0.67
内 ポルトガル	19,422,684	0.53
内 アイルランド	19,288,652	0.53
内 韓国	17,896,611	0.49
内 スウェーデン	16,150,758	0.44
内 フィンランド	15,974,281	0.44
内 チェコ	14,890,282	0.41
内 オーストラリア	14,884,649	0.41
内 デンマーク	13,372,391	0.37
内 ノルウェー	12,909,368	0.35
内 ハンガリー	1,806,925	0.05
特殊債券	305,532,436	8.36
内 アメリカ	221,538,513	6.06
内 カナダ	56,148,421	1.54
内 オーストラリア	27,845,502	0.76
社債券	61,601,936	1.68
内 アメリカ	61,601,936	1.68
売付債券	27,743,655	0.76
内 アメリカ	27,743,655	0.76
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	120,504,909	3.30
純資産総額	3,656,602,774	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2027/11/30	アメリカ	2027/11/30	3.375	国債証券	244,616,400	99.37	243,077,988	99.21	242,695,775	6.64
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2028/02/29	アメリカ	2028/2/29	3.375	国債証券	193,774,560	99.41	192,648,891	99.16	192,147,154	5.25
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15	アメリカ	2035/11/15	4	国債証券	110,317,200	97.84	107,938,484	97.39	107,438,608	2.94
4	3 6 4 1 0 年国債	日本	2031/9/20	0.1	国債証券	111,550,000	91.36	101,912,080	90.92	101,422,374	2.77
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2027/09/30	アメリカ	2027/9/30	3.5	国債証券	86,335,200	99.62	86,011,443	99.47	85,879,914	2.35
6	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.2% 2034/02/15	ドイツ	2034/2/15	2.2	国債証券	62,726,220	95.53	59,924,113	94.93	59,552,273	1.63
7	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15	ドイツ	2028/3/15	2.1	国債証券	56,857,100	99.38	56,507,997	99.01	56,298,308	1.54
8	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	イタリア	2029/8/1	3	国債証券	54,839,590	100.54	55,137,917	99.79	54,727,497	1.50
9	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	中国	2030/5/21	2.68	国債証券	50,845,080	104.74	53,259,494	104.82	53,300,322	1.46
10	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/1/22	3.25	国債証券	67,740,630	75.72	51,295,726	74.95	50,778,376	1.39
11	CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2032/02/17	中国	2032/2/17	2.75	国債証券	46,222,800	106.58	49,264,796	106.63	49,290,754	1.35
12	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25	フランス	2029/11/25	-	国債証券	52,822,080	90.23	47,661,678	89.74	47,403,801	1.30
13	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	スペイン	2028/4/30	1.4	国債証券	47,136,370	97.68	46,044,077	97.34	45,887,067	1.25
14	3 7 3 1 0 年国債	日本	2033/12/20	0.6	国債証券	43,950,000	89.86	39,497,424	89.32	39,257,019	1.07
15	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	ドイツ	2053/8/15	1.8	国債証券	53,005,490	70.17	37,194,478	70.74	37,496,613	1.03
16	CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2032/09/01	中国	2032/9/1	2.6	国債証券	34,667,100	105.93	36,724,973	106.00	36,749,601	1.01
17	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/07/15	オランダ	2026/7/15	0.5	国債証券	34,481,080	99.48	34,302,743	99.52	34,316,260	0.94
18	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	フランス	2041/4/25	4.5	国債証券	31,913,340	105.16	33,562,023	104.26	33,274,763	0.91
19	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 3.75% 2028/01/11	メキシコ	2028/1/11	3.75	国債証券	31,976,000	98.57	31,520,342	98.39	31,461,825	0.86
20	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2035/03/07	イギリス	2035/3/7	4.5	国債証券	32,076,560	98.15	31,485,291	97.28	31,206,322	0.85
21	UNITED KINGDOM GILT 1% 2032/01/31	イギリス	2032/1/31	1	国債証券	37,774,370	82.50	31,164,534	81.90	30,939,019	0.85
22	CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/04/15	中国	2027/4/15	2.48	国債証券	30,044,820	101.42	30,472,877	101.40	30,467,334	0.83
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.875% 2045/08/15	アメリカ	2045/8/15	4.875	国債証券	30,377,200	99.78	30,310,749	99.60	30,258,538	0.83
24	1 7 9 2 0 年国債	日本	2041/12/20	0.5	国債証券	43,150,000	70.02	30,215,356	68.94	29,751,062	0.81
25	SPAIN GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/05/31	スペイン	2027/5/31	2.5	国債証券	29,345,600	100.06	29,363,396	99.82	29,293,540	0.80
26	4 6 2 2 年国債	日本	2026/7/1	0.4	国債証券	28,550,000	99.88	28,516,882	99.89	28,519,737	0.78
27	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/09/01	イタリア	2036/9/1	2.25	国債証券	33,013,800	86.92	28,695,925	85.56	28,249,149	0.77
28	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	フランス	2030/2/25	2.75	国債証券	28,245,140	99.56	28,121,002	98.91	27,939,921	0.76
29	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.6% 2031/08/01	イタリア	2031/8/1	0.6	国債証券	30,629,470	87.52	26,807,706	86.58	26,519,391	0.73
30	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25	フランス	2027/5/25	1	国債証券	26,411,040	98.31	25,966,094	98.09	25,907,988	0.71

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	87.42
特殊債券	8.36
社債券	1.68
売付債券	0.76
合計	96.70

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE (CBT) JUN 26	買建	20	346,170,040	345,465,703	9.45
			US ULTRA BOND(CBT) FUTURE JUN 26	買建	11	204,686,624	204,611,426	5.60
			US 10YR ULTRA FUTURE JUN 26	買建	9	162,993,648	162,912,723	4.46
			US LONG BOND FUTURE JUN 26	買建	2	36,362,707	36,292,760	0.99
	ユーロ	EUREX取引所	EURO-BOBL FUTURE JUN 26	買建	3	63,948,170	63,469,030	1.74
			EURO-OAT FUTURE JUN 26	買建	2	43,746,953	43,427,819	1.19
			SHORT EURO-BTP FU JUN 26	買建	1	19,486,395	19,394,690	0.53
	オーストラリア	シドニー先物 取引所	AUST 10YR BOND FUTURE JUN 26	売建	1	11,831,867	11,729,363	0.32
	ユーロ	EUREX取引所	EURO-BUND FUTURE JUN 26	売建	1	23,072,831	22,959,263	0.63
			EURO-BUXL 30Y BND JUN 26	売建	2	39,917,352	40,181,462	1.10
			EURO-SCHATZ FUTURE JUN 26	売建	3	58,194,635	58,189,573	1.59
	カナダ	モントリオール 取引所	CAD 10YR BOND FUTURE JUN 26	売建	4	54,797,054	54,907,300	1.50
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 2YR NOTE (CBT) JUN 26	売建	3	99,371,608	99,461,599	2.72
			US 10YR NOTE FUTURE JUN 26	売建	10	176,855,559	177,167,025	4.85
日本	大阪取引所	長期国債先物 2026年6月 限	売建	1	131,040,000	130,310,000	3.56	
金利先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	FED FUND 30DAY MAR 26	売建	2	128,397,239	128,393,910	3.51

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

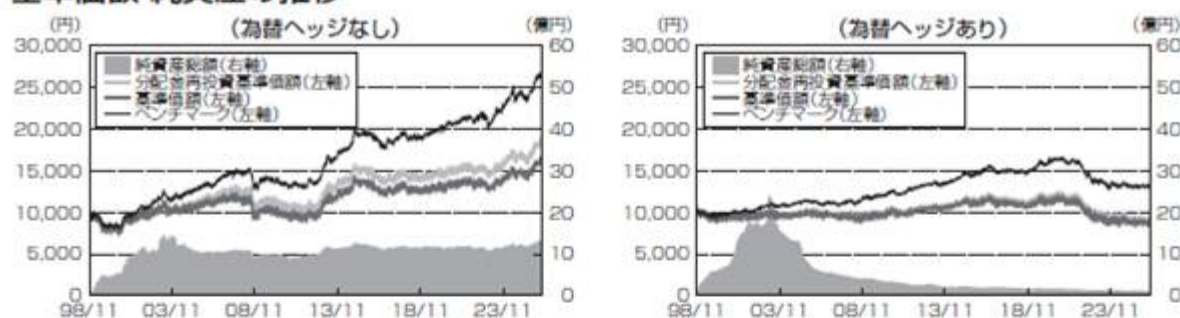
(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(参考情報)

## 運用実績

2026年3月末現在

## 基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

## 分配の推移

	第50期 2024年3月	第51期 2024年9月	第52期 2025年3月	第53期 2025年9月	第54期 2026年3月	設定来累計
(為替ヘッジなし)	15円	15円	15円	15円	15円	1,485円
(為替ヘッジあり)	0円	0円	0円	0円	0円	435円

※ 分配金は税引前、1万円当たり

## 主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

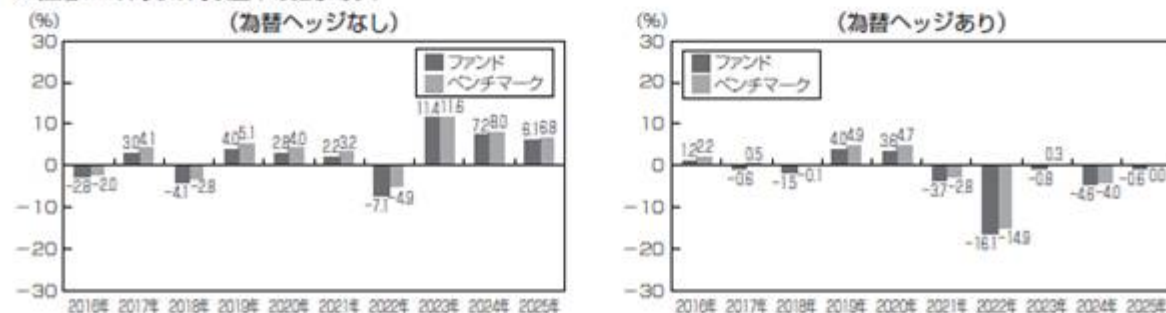
(為替ヘッジなし)						(為替ヘッジあり)					
順位	銘柄名	種別	国名	比率		順位	銘柄名	種別	国名	比率	
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2028/02/29	国債	アメリカ	5.2		1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2027/11/30	国債	アメリカ	6.6	
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/11/30	国債	アメリカ	5.1		2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2028/02/29	国債	アメリカ	5.3	
3	364 10年国債	国債	日本	2.6		3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15	国債	アメリカ	2.9	
4	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND DAT 2.75% 2029/02/25	国債	フランス	2.5		4	364 10年国債	国債	日本	2.8	
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15	国債	アメリカ	2.3		5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2027/09/30	国債	アメリカ	2.3	
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/10/31	国債	アメリカ	2.0		6	BUNDESRPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEHNE 22% 2034/02/15	国債	ドイツ	1.6	
7	373 10年国債	国債	日本	1.7		7	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15	国債	ドイツ	1.5	
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/09/30	国債	アメリカ	1.6		8	ITALY BUONI POLENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	国債	イタリア	1.5	
9	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15	国債	ドイツ	1.5		9	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	国債	中国	1.5	
10	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	国債	スペイン	1.3		10	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	国債	英国	1.4	

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

## 年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※ 直近10年間の年間収益率の推移です。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と分配金が税引き後無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込方法があります。

〈累積投資コース〉を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約<sup>\*</sup>を締結します。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社でお受けいたします。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

原則として、購入の受付は、午後3時30分までに、申込が行われ、かつ当該購入の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の購入受付分とします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度において購入する場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

#### (4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

## (5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

申込コース		購入単位
一般コース		1万口以上1万口単位
累積投資コース		1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込、収益分配金再投資によるお申込は1円単位
スイッチング	一般コース	1口以上1口単位 1万口以上1万口単位
	累積投資コース	1円以上1円単位 1万円以上1円単位

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、上記金額には購入時手数料は含まれておりません。

## (7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および消費税等相当額が含まれています。

以下の場合には、無手数料とします。

- a．スイッチングによる購入の場合
- b．〈累積投資コース〉を選択した投資者が、分配金を再投資する場合
- c．確定拠出年金制度において購入する場合

## (8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

## (9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

### (2) 受付時間

原則として、換金の受付については、午後3時30分までに、換金の申込が行われかつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社は、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行う場合の受付時間については前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

### (3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

### (4) 換金単位

申込コース	換金単位
一般コース	1万口単位または1口単位
累積投資コース	1口単位または1円単位

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (5) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。ただし、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行った場合を除きます。

換金価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

### (6) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の受付には制限があります。

### (7) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

### (8) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記へ問い合わせることにより知ることができます。また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「ワ債へ無」、「ワ債へ有」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4)【計算期間】

計算期間は毎年3月17日から9月16日および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . a . および b . の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a . および b . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還を行わないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e．委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa．～e．の規定にしたがいます。

#### 運用報告書等の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめ申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

#### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

a．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b．「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

上記にかかわらず、累積投資コースの場合、「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

##### (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

##### (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

##### (4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

##### (5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジなし)」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジあり)」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジなし)」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジあり)」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期計算期間(2025年9月17日から2026年3月16日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジなし)」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジあり)」は、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」及び「ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

## 1【財務諸表】

## 【ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジなし)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第53期 (2025年9月16日現在)	第54期 (2026年3月16日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,237,009,395	1,302,629,475
未収入金	1,188,802	1,163,291
流動資産合計	1,238,198,197	1,303,792,766
資産合計	1,238,198,197	1,303,792,766
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,222,039	1,213,445
未払解約金	1,188,802	1,163,291
未払受託者報酬	330,756	350,183
未払委託者報酬	5,292,710	5,603,609
流動負債合計	8,034,307	8,330,528
負債合計	8,034,307	8,330,528
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	814,693,020	808,963,900
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	415,470,870	486,498,338
(分配準備積立金)	202,773,652	261,645,796
元本等合計	1,230,163,890	1,295,462,238
純資産合計	1,230,163,890	1,295,462,238
負債純資産合計	1,238,198,197	1,303,792,766

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第53期 (自 2025年3月18日 至 2025年9月16日)	第54期 (自 2025年9月17日 至 2026年3月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	57,794,306	81,590,327
営業収益合計	57,794,306	81,590,327
営業費用		
受託者報酬	330,756	350,183
委託者報酬	5,292,710	5,603,609
営業費用合計	5,623,466	5,953,792
営業利益又は営業損失( )	52,170,840	75,636,535
経常利益又は経常損失( )	52,170,840	75,636,535
当期純利益又は当期純損失( )	52,170,840	75,636,535
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,303,920	3,548,936
期首剰余金又は期首欠損金( )	365,976,142	415,470,870
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,945,064	25,567,834
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,945,064	25,567,834
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,095,217	25,414,520
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,095,217	25,414,520
分配金	1,222,039	1,213,445
期末剰余金又は期末欠損金( )	415,470,870	486,498,338

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第53期 (2025年9月16日現在)	第54期 (2026年3月16日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	814,693,020口	808,963,900口
2 1口当たり純資産額	1.5100円	1.6014円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第53期 (自 2025年3月18日 至 2025年9月16日)	第54期 (自 2025年9月17日 至 2026年3月16日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,202,835円	1,273,505円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（14,684,305円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（20,189,839円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（361,828,234円）、分配準備積立金（169,121,547円）により、分配対象収益は565,823,925円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,222,039円（1万口当たり15円）を分配に充てる事と決定いたしました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（15,551,921円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（56,535,678円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（369,997,075円）、分配準備積立金（190,771,642円）により、分配対象収益は632,856,316円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,213,445円（1万口当たり15円）を分配に充てる事と決定いたしました。

## （金融商品に関する注記）

### 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### （1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### （2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### （3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第53期 (2025年9月16日現在)	第54期 (2026年3月16日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	第53期 (2025年9月16日現在)	第54期 (2026年3月16日現在)
期首元本額	817,619,089円	814,693,020円
期中追加設定元本額	55,318,628円	43,938,191円
期中一部解約元本額	58,244,697円	49,667,311円

2 有価証券関係

第53期（2025年9月16日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	56,293,041
合計	56,293,041

第54期（2026年3月16日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	77,848,723
合計	77,848,723

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジなし)	516,445,100	1,302,629,475	
親投資信託受益証券	合計		1,302,629,475	
合計			1,302,629,475	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026年3月16日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の状況

## （1）貸借対照表

項目	（2026年3月16日現在）	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
預金	121,703,383	
金銭信託	31,511,776	
国債証券	2,364,947,958	
特殊債券	316,988,831	
社債券	53,378,130	
派生商品評価勘定	82,307,372	
未収入金	43,737,759	
未収利息	19,110,609	
前払費用	3,487,482	
差入委託証拠金	22,770,450	
流動資産合計	3,059,943,750	
資産合計	3,059,943,750	
負債の部		
流動負債		
売付債券	21,918,894	
派生商品評価勘定	75,078,598	
前受金	780,000	
未払金	57,620,055	
未払解約金	1,163,291	
その他未払費用	220,000	
流動負債合計	156,780,838	
負債合計	156,780,838	
純資産の部		
元本等		
元本	1,151,011,994	
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,752,150,918	
元本等合計	2,903,162,912	
純資産合計	2,903,162,912	
負債純資産合計	3,059,943,750	

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

## （２）注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

## １ 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債及び売付債券は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## ２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

## (1) 金利先物取引及び債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## (2) 直物為替先渡取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

## (3) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## ３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## ４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年3月16日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,151,011,994口
2 1口当たり純資産額	2.5223円

## （金融商品に関する注記）

### 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。直物為替先渡取引及び為替予約取引は外貨建有価証券の売上の決済等に必要となる外貨の売上の為、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする直物為替先渡取引及び為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。直物為替先渡取引及び為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### （1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### （2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### （3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

(2026年3月16日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額  
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は  
ありません。
- 2 時価の算定方法
  - (1) 有価証券  
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
  - (2) デリバティブ取引  
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載して  
おります。
  - (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)  
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ  
っております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場  
合、当該価額が異なることもあります。  
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は  
計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額  
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に  
従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年3月16日現在)	
同計算期間の期首元本額	1,154,934,848円
同計算期間中の追加設定元本額	57,979,054円
同計算期間中の一部解約元本額	61,901,908円
同計算期間末日の元本額	1,151,011,994円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	516,445,100円
JDFワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）	634,566,894円
合計	1,151,011,994円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2026年3月16日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
(資産)	
国債証券	32,058,622
特殊債券	5,698
社債券	94,325
(負債)	
売付債券	227,240
合計	31,731,359

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	アメリカドル	18,439,076	-	18,140,145	298,931
	ユーロ	198,517,605	-	197,054,616	1,462,989
	イギリスポンド	18,746,952	-	18,704,672	42,280
	カナダドル	27,982,782	-	27,742,082	240,700
	日本円	131,960,000	-	131,040,000	920,000
	買建				
	アメリカドル	493,590,734	-	486,275,200	7,315,534
	オーストラリアドル	11,642,470	-	11,621,178	21,292
ユーロ	153,002,366	-	151,050,372	1,951,994	
	合計	1,053,881,985	-	1,041,628,265	6,323,920

(注1) 時価の算定方法

## 債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 金利関連

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	金利先物取引				
	売建				
	アメリカドル	128,103,948	-	128,035,851	68,097
	合計	128,103,948	-	128,035,851	68,097

(注1) 時価の算定方法

## 金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 通貨関連

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建				
	インドネシアルピア	9,559,041	-	9,719,108	160,067
	マレーシアリングgit	48,544,655	-	50,332,981	1,788,326
	韓国ウォン	146,490,910	-	145,003,647	1,487,263
	買建				
	インドネシアルピア	6,245,269	-	6,257,801	12,532
	マレーシアリングgit	45,658,522	-	46,608,867	950,345
	韓国ウォン	113,567,011	-	113,620,187	53,176
	合計	370,065,408	-	371,542,591	554,923

(注1) 時価の算定方法

直物為替先渡取引

金融商品取引業者が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	2,212,926,393	-	2,248,166,227	35,239,834
	イギリスポンド	310,638,775	-	311,123,821	485,046
	オーストラリアドル	262,300,800	-	270,745,002	8,444,202
	オフショア人民元	222,621,470	-	225,881,832	3,260,362
	カナダドル	53,089,048	-	54,017,422	928,374
	シンガポールドル	8,618,064	-	8,704,815	86,751
	スイスフラン	2,021,411	-	2,020,752	659
	スウェーデンクローナ	20,916,553	-	20,760,348	156,205
	チェココルナ	14,462,481	-	14,221,860	240,621
	デンマーククローネ	2,214,315	-	2,198,322	15,993
	ニュージーランドドル	6,473,300	-	6,476,421	3,121
	ノルウェークローネ	20,944,220	-	21,594,126	649,906
	ポーランドズロチ	16,158,962	-	15,855,830	303,132
	メキシコペソ	205,234,267	-	204,886,283	347,984
	ユーロ	1,391,947,476	-	1,385,576,491	6,370,985
	買建				
	アメリカドル	2,609,253,897	-	2,659,012,399	49,758,502
	イギリスポンド	283,941,031	-	284,155,654	214,623
	オーストラリアドル	270,866,893	-	279,677,698	8,810,805
	オフショア人民元	260,431,450	-	264,617,623	4,186,173
	カナダドル	23,418,867	-	23,724,132	305,265
	スウェーデンクローナ	14,627,760	-	14,583,634	44,126
	ニュージーランドドル	13,900,983	-	13,870,300	30,683
	ノルウェークローネ	21,753,963	-	22,490,714	736,751
	メキシコペソ	168,995,929	-	169,173,260	177,331
	ユーロ	1,240,039,220	-	1,230,516,270	9,522,950
	合計	9,657,797,528	-	9,754,051,236	12,929,674

## (注1) 時価の算定方法

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考		
国債証券	日本円	4 6 5 2年国債	9,050,000	9,026,017			
		4 6 8 2年国債	24,850,000	24,776,444			
		4 7 7 2年国債	14,600,000	14,556,784			
		2 4 0年国債	100,000	81,815			
		3 6 4 10年国債	83,850,000	76,605,360			
		3 7 0 10年国債	8,750,000	7,938,350			
		3 7 2 10年国債	16,650,000	15,280,204			
		3 7 3 10年国債	55,100,000	49,517,818			
		3 7 7 10年国債	10,650,000	9,853,167			
		3 7 8 10年国債	7,500,000	7,030,350			
		3 7 9 10年国債	6,300,000	5,933,340			
		3 8 0 10年国債	19,000,000	18,138,540			
		3 8 1 10年国債	3,600,000	3,549,672			
		2 7 30年国債	8,450,000	8,484,053			
		3 2 30年国債	4,550,000	4,325,412			
		3 7 30年国債	27,200,000	23,519,296			
		5 4 30年国債	47,750,000	30,168,926			
		5 6 30年国債	2,500,000	1,556,075			
		5 9 30年国債	6,850,000	4,059,104			
		6 1 30年国債	5,000,000	2,916,000			
		6 3 30年国債	1,650,000	867,372			
		6 5 30年国債	6,450,000	3,327,297			
		8 0 30年国債	11,800,000	8,206,192			
		8 9 30年国債	2,100,000	2,054,409			
		1 5 8 20年国債	9,250,000	7,665,197			
		1 6 0 20年国債	18,300,000	15,297,885			
		1 6 1 20年国債	8,200,000	6,727,526			
		1 6 3 20年国債	8,000,000	6,465,600			
		1 6 5 20年国債	8,800,000	6,911,608			
		1 7 7 20年国債	11,050,000	7,734,779			
		日本円 小計			447,900,000	382,574,592	
			アメリカドル	HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 7.625% 2041/03/29	10,000.000	11,465.160	

	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 3.75% 2028/01/11	200,000.000	197,150.000	
	REPUBLIC OF POLAND 5.5% 2053/04/04	10,000.000	9,305.520	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2030/02/15	89,000.000	81,584.480	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2031/05/15	8,000.000	7,151.560	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	90,000.000	84,445.310	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2045/11/15	200,000.000	151,281.250	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2028/02/29	222,000.000	220,517.100	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2027/09/30	10,000.000	9,962.500	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/11/30	940,000.000	925,202.330	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/09/30	400,000.000	396,125.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2030/06/30	80,000.000	80,096.870	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15	430,000.000	420,728.120	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/10/31	355,000.000	356,996.870	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/11/15	30,000.000	30,127.730	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2034/11/15	160,000.000	160,524.990	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2035/08/15	40,000.000	39,987.500	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2055/11/15	70,000.000	66,850.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2045/02/15	20,000.000	19,665.620	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2055/05/15	30,000.000	29,212.500	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2056/02/15	20,000.000	19,500.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.875% 2045/08/15	140,000.000	139,693.750	
	アメリカドル 小計	3,554,000.000	3,457,574.160 (551,241,048)	
イギリスポンド	UNITED KINGDOM GILT 0.375% 2026/10/22	60,000.000	58,821.400	
	UNITED KINGDOM GILT 0.5% 2061/10/22	20,000.000	4,792.000	
	UNITED KINGDOM GILT 0.875% 2033/07/31	102,000.000	78,604.910	
	UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2028/10/22	146,000.000	137,452.960	
	UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2054/10/22	3,480.000	1,547.380	
	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2033/01/31	76,000.000	70,256.350	
	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	166,000.000	125,701.380	
	UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/01/22	8,000.000	6,213.200	
	UNITED KINGDOM GILT 4% 2029/05/22	30,000.000	29,812.660	
	UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2034/07/31	10,000.000	9,695.950	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2028/03/07	60,000.000	60,284.050	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2030/03/07	40,000.000	40,177.410	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2040/01/31	119,000.000	109,858.360	

	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	79,000.000	72,069.110	
	UNITED KINGDOM GILT 5.375% 2056/01/31	20,000.000	19,658.300	
イギリスポンド	小計	939,480.000	824,945.420 (174,393,462)	
オフショア人民 元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.44% 2027/09/15	700,000.000	700,921.060	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.49% 2031/12/25	1,100,000.000	1,091,513.860	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.61% 2035/02/15	300,000.000	295,574.160	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62% 2027/08/15	1,400,000.000	1,406,717.480	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2031/03/25	300,000.000	310,518.630	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/04/15	400,000.000	405,698.920	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2029/09/25	400,000.000	416,767.120	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2028/04/15	400,000.000	411,123.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.64% 2028/01/15	200,000.000	205,127.760	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.67% 2033/05/25	400,000.000	426,697.480	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	1,100,000.000	1,152,234.270	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2032/08/15	500,000.000	530,355.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/06/15	900,000.000	940,102.920	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.76% 2032/05/15	800,000.000	854,914.960	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.79% 2029/12/15	900,000.000	946,344.690	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.91% 2028/10/14	300,000.000	312,673.290	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.32% 2052/04/15	180,000.000	212,379.680	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.53% 2051/10/18	500,000.000	609,599.390	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.72% 2051/04/12	200,000.000	249,807.180	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.81% 2050/09/14	200,000.000	251,769.560	
オフショア人民元	小計	11,180,000.000	11,730,840.810 (270,901,480)	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/06/01	96,000.000	89,238.820	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/09/01	100,000.000	100,037.800	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2030/09/01	30,000.000	29,598.640	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2035/06/01	30,000.000	29,472.900	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2026/05/01	70,000.000	70,166.590	
カナダドル	小計	326,000.000	318,514.750 (37,036,895)	
シンガポールド ドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/06/01	90,000.000	90,147.780	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/03/01	40,000.000	43,673.600	
シンガポールドドル	小計	130,000.000	133,821.380 (16,646,041)	
スウェーデンク ローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/05/12	570,000.000	553,422.220	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.25% 2035/05/11	100,000.000	96,134.990	

スウェーデンクローナ 小計		670,000.000	649,557.210 (10,964,526)	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 4.5% 2032/11/11	920,000.000	909,051.990	
チェココルナ 小計		920,000.000	909,051.990 (6,781,619)	
デンマーククローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND 4.5% 2039/11/15	270,000.000	314,523.000	
デンマーククローネ 小計		270,000.000	314,523.000 (7,686,942)	
ノルウェークローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.75% 2035/06/12	190,000.000	182,099.960	
ノルウェークローネ 小計		190,000.000	182,099.960 (2,973,692)	
ポーランドズロチ	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/25	180,000.000	151,850.400	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	250,000.000	244,363.040	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2034/10/25	170,000.000	163,016.020	
ポーランドズロチ 小計		600,000.000	559,229.460 (23,888,829)	
マレーシアリングット	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.519% 2028/04/20	250,000.000	251,852.500	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.054% 2039/04/18	80,000.000	81,559.600	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.18% 2044/05/16	90,000.000	92,425.490	
マレーシアリングット 小計		420,000.000	425,837.590 (17,247,104)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 7.5% 2027/06/03	2,100,000.000	2,102,121.000	
	MEXICAN BONOS 7.5% 2033/05/26	3,000,000.000	2,762,940.000	
	MEXICAN BONOS 8% 2055/04/29	300,000.000	251,366.840	
	MEXICANBONOS 8.5% 2038/11/18	400,000.000	371,212.000	
メキシコペソ 小計		5,800,000.000	5,487,639.840 (49,043,586)	
ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	62,000.000	61,448.200	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/06/22	38,000.000	37,894.110	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/06/22	39,000.000	22,965.150	
	BUNDESobligation 2.4% 2030/04/18	130,000.000	129,280.240	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/08/15	198,751.000	130,215.690	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/08/15	54,000.000	46,539.730	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	2,000.000	2,226.380	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2050/08/15	30,000.000	13,006.260	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	180,000.000	126,307.760	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	1,000.000	700.540	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2054/08/15	20,000.000	16,364.120	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2035/02/15	70,000.000	67,820.630	

BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2035/02/15	30,000.000	29,076.210	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.9% 2056/08/15	10,000.000	8,834.230	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 1.7% 2027/06/10	20,000.000	19,840.030	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15	240,000.000	238,526.400	
FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2052/04/15	10,000.000	3,921.000	
FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/09/15	48,000.000	45,635.170	
FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/07/04	20,000.000	17,503.000	
FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2035/09/15	10,000.000	9,786.680	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/05/25	45,000.000	35,670.210	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/05/25	120,000.000	104,923.200	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	22,000.000	23,136.540	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/02/25	130,000.000	125,531.510	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2053/05/25	20,000.000	8,463.600	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/05/25	132,000.000	75,986.430	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.7% 2031/02/25	20,000.000	19,713.920	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	400,000.000	400,244.000	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	30,000.000	29,868.150	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.4% 2057/05/25	10,000.000	9,793.900	
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/05/15	35,000.000	33,458.670	
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7% 2037/05/15	31,000.000	26,372.320	
IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/02/18	7,000.000	5,470.020	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.6% 2031/08/01	48,000.000	42,010.840	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01	164,000.000	162,811.650	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.7% 2051/09/01	30,000.000	17,571.410	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/08/01	154,000.000	153,068.300	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/09/01	135,000.000	117,343.350	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2033/09/01	37,000.000	34,612.570	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/03/01	55,000.000	42,681.870	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2030/10/01	30,000.000	29,568.490	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.85% 2031/02/01	50,000.000	49,431.400	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	85,000.000	85,462.400	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.35% 2029/07/01	130,000.000	132,030.860	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/09/01	36,000.000	33,226.160	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.95% 2041/10/01	10,000.000	9,747.410	

ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.35% 2033/11/01	40,000.000	42,292.920	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2053/10/01	10,000.000	9,982.000	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2034/08/01	62,000.000	68,390.400	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	53,000.000	58,404.250	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/06/22	95,000.000	89,826.450	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/06/22	91,500.000	73,028.560	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2033/06/22	20,000.000	19,755.700	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/07/15	91,000.000	90,529.340	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/01/15	20,000.000	19,918.850	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/01/15	41,000.000	36,468.270	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/01/15	69,000.000	74,225.850	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.875% 2034/10/20	30,000.000	29,218.260	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.625% 2054/06/12	20,000.000	18,514.200	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2030/02/20	13,000.000	11,705.180	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.85% 2049/05/23	60,000.000	42,405.000	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2029/10/20	48,000.000	47,718.330	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2033/02/20	20,000.000	19,849.000	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.95% 2035/02/20	10,000.000	9,815.810	
SPAIN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/31	30,000.000	27,979.620	
SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	205,000.000	200,249.530	
SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/07/30	50,000.000	48,676.730	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.55% 2032/10/31	12,000.000	11,628.550	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2030/01/31	30,000.000	29,937.300	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.8% 2026/05/31	133,000.000	133,156.940	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	6,000.000	5,071.300	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.2% 2035/10/31	27,000.000	26,491.450	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.3% 2036/04/30	46,000.000	45,290.030	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2034/10/31	50,000.000	50,450.150	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/07/30	45,000.000	38,346.480	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.55% 2033/10/31	10,000.000	10,224.600	
SPAIN GOVERNMENT BOND 4% 2054/10/31	10,000.000	9,700.650	
SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	85,000.000	89,930.000	

		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	53,000.000	61,324.180			
	ユーロ	小計	4,764,251.000	4,386,596.590 (800,992,537)			
	韓国ウォン	KOREA TREASURY BOND 2.5% 2030/09/10	123,090,000.000	117,638,964.640			
	韓国ウォン	小計	123,090,000.000	117,638,964.640 (12,575,605)			
国債証券 合計				2,364,947,958 (1,982,373,366)			
特殊債券	アメリカドル	BANK 2019-BNK21 2.851% 2052/10/15	70,000.000	66,044.300			
		BANK 2019-BNK23 3.455% 2052/12/15	40,000.000	35,046.000			
		BANK 2022-BNK42 FR 2055/06/15	50,000.000	48,819.500			
		BENCHMARK 2018-B5 MORTGAGE TRUST 4.5697% 2051/7/15	20,080.000	19,127.600			
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.8687% 2056/8/10	100,000.000	94,213.000			
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2018-C5 FR 2051/6/10	30,000.000	29,644.800			
		COMM 2015-CCRE27 MORTGAGE TRUST FR 2048/10/10	1,066.930	1,018.900			
		CSAIL 2019-C15 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 4.4757% 2052/3/15	10,000.000	9,448.500			
		CSAIL 2019-C16 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.329% 2052/6/15	96,000.000	92,542.080			
		CSAIL 2019-C18 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.5939% 2052/12/15	20,000.000	18,699.200			
		DBJPM 17-C6 MORTGAGE TRUST FR 2050/6/10	21,000.000	19,951.680			
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS2 FR 2049/5/10	35,000.000	34,661.550			
		MORGAN STANLEY CAPITAL I 2017-HR2 FR 2050/12/15	40,000.000	39,177.200			
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2018-L1 FR 2051/10/15	10,000.000	9,592.800			
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2020-L4 2.698% 2030/2/15	69,000.000	63,980.250			
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2017-C7 FR 2050/12/15	30,000.000	28,728.000			
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.3952% 2052/9/15	65,000.000	59,211.100			
		UMBS 30YR TBA(REG A) 3.5% 2026/04/13	150,000.000	137,482.870			
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C49 FR 2052/3/15	17,000.000	16,119.230			
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C50 4.192% 2052/5/15	41,000.000	38,993.460			
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2020-C56 FR 2053/6/15	10,000.000	8,658.500			
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2025-C65 5.292% 2058/10/15	100,000.000	101,755.000			
			アメリカドル	小計	1,025,146.930	972,915.520 (155,111,921)	
		特殊債券	オーストラリア ドル	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 3.5% 2037/11/20	119,600.000	96,573.410	
				TREASURY CORP OF VICTORIA 2% 2037/11/20	33,000.000	22,226.490	

		TREASURY CORP OF VICTORIA 5% 2040/11/20	90,000.000	80,822.700	
	オーストラリアドル 小計		242,600.000	199,622.600 (22,337,769)	
	カナダドル	BRITISH COL INV 4% 2035/06/02	160,000.000	160,319.630	
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA 3.95% 2035/12/02	150,000.000	149,828.450	
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA 4.2% 2057/12/01	80,000.000	72,440.320	
	カナダドル 小計		390,000.000	382,588.400 (44,487,379)	
	ユーロ	EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FACILITY 2.5% 2031/03/03	465,000.000	456,699.050	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 3% 2036/01/14	31,000.000	30,398.570	
		KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 3% 2036/01/04	34,000.000	33,448.720	
	ユーロ 小計		530,000.000	520,546.340 (95,051,762)	
特殊債券 合計				316,988.831 (316,988,831)	
社債券	アメリカドル	BXP TRUST 2017-GM FR 2039/6/13	30,000.000	29,198.700	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2016-C2 2.832% 2049/8/10	40,000.000	39,753.200	
		CNH EQUIPMENT TRUST 2025-A 4.36% 2030/08/15	45,000.000	45,295.650	
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS4 FR 2049/11/10	30,000.000	29,739.300	
		HONDA AUTO RECEIVABLES 2023- 4 OWNER TRUST 5.67% 2028/6/21	13,857.260	13,988.760	
		HYUNDAI AUTO RECEIVABLES TRUST 2023-C 5.54% 2028/10/16	13,518.290	13,628.190	
		MASTERCARD INC 4.55% 2035/01/15	2,000.000	1,957.880	
		META PLATFORMS INC 4.45% 2052/08/15	15,000.000	11,735.140	
		META PLATFORMS INC 4.65% 2062/08/15	14,000.000	10,832.960	
		MORGAN STANLEY BOA MERRILL LYNCH TRUST 2016-C28 3.544% 2049/1/15	14,438.210	14,416.260	
		MORGAN STANLEY FR 2034/04/21	19,000.000	19,110.700	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2004-A FR 2033/6/15	3,784.800	3,778.170	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2005-B FR 2039/6/15	27,038.120	26,657.690	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-A FR 2039/6/15	46,180.400	45,364.390	
		SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-B FR 2039/12/15	20,266.840	19,863.120	
		SMB PRIVATE EDUCATION LOAN TRUST 2018-B FR 2037/1/15	9,492.790	9,485.950	
			アメリカドル 小計		343,576.710
社債券 合計				53,378.130 (53,378,130)	
合計				2,735,314,919 (2,352,740,327)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
売付債券	アメリカドル	UMBS 30YR TBA(REG A) 3.5% 2026/04/13	150,000.000	137,482.870	
	アメリカドル	小計	150,000.000	137,482.870 ( 21,918,894)	
売付債券 合計				21,918,894 ( 21,918,894)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券	22銘柄	72.6%
	特殊債券	22銘柄	20.4%
	社債券	16銘柄	7.0%
イギリスポンド	国債証券	15銘柄	100.0%
オーストラリアドル	特殊債券	3銘柄	100.0%
オフショア人民元	国債証券	20銘柄	100.0%
カナダドル	国債証券	5銘柄	45.4%
	特殊債券	3銘柄	54.6%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.0%
スウェーデンクローナ	国債証券	2銘柄	100.0%
チェココルナ	国債証券	1銘柄	100.0%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	100.0%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	100.0%
ポーランドズロチ	国債証券	3銘柄	100.0%
マレーシアリングgit	国債証券	3銘柄	100.0%
メキシコペソ	国債証券	4銘柄	100.0%
ユーロ	国債証券	79銘柄	89.4%
	特殊債券	3銘柄	10.6%
韓国ウォン	国債証券	1銘柄	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 【ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジあり)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第53期 (2025年9月16日現在)	第54期 (2026年3月16日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	117,947,509	104,952,773
未収入金	-	57,538
流動資産合計	117,947,509	105,010,311
資産合計	117,947,509	105,010,311
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	57,538
未払受託者報酬	32,418	29,806
未払委託者報酬	519,283	477,563
流動負債合計	551,701	564,907
負債合計	551,701	564,907
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	132,835,186	120,476,246
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	15,439,378	16,030,842
(分配準備積立金)	7,546,112	6,455,333
元本等合計	117,395,808	104,445,404
純資産合計	117,395,808	104,445,404
負債純資産合計	117,947,509	105,010,311

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第53期 (自 2025年3月18日 至 2025年9月16日)	第54期 (自 2025年9月17日 至 2026年3月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,560,161	1,476,392
営業収益合計	1,560,161	1,476,392
営業費用		
受託者報酬	32,418	29,806
委託者報酬	519,283	477,563
営業費用合計	551,701	507,369
営業利益又は営業損失( )	1,008,460	1,983,761
経常利益又は経常損失( )	1,008,460	1,983,761
当期純利益又は当期純損失( )	1,008,460	1,983,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	124,062	90,534
期首剰余金又は期首欠損金( )	16,998,939	15,439,378
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,642,202	4,295,145
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,642,202	4,295,145
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,967,039	2,993,382
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,967,039	2,993,382
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	15,439,378	16,030,842

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

( 重要な会計上の見積りに関する注記 )

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第53期 ( 2025年 9月16日現在 )	第54期 ( 2026年 3月16日現在 )
1 当該計算期間の末日における受益権総数	132,835,186口	120,476,246口
2 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 15,439,378円	元本の欠損 16,030,842円
3 1口当たり純資産額	0.8838円	0.8669円

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第53期 ( 自 2025年 3月18日 至 2025年 9月16日 )	第54期 ( 自 2025年 9月17日 至 2026年 3月16日 )
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	117,965円	108,486円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(956,543円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(27,248,484円)、分配準備積立金(6,589,569円)により、分配対象収益は34,794,596円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(828,043円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(25,974,575円)、分配準備積立金(5,627,290円)により、分配対象収益は32,429,908円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

## （金融商品に関する注記）

### 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### （1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### （2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### （3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第53期 (2025年9月16日現在)	第54期 (2026年3月16日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	第53期 (2025年9月16日現在)	第54期 (2026年3月16日現在)
期首元本額	137,899,054円	132,835,186円
期中追加設定元本額	16,391,662円	24,460,266円
期中一部解約元本額	21,455,530円	36,819,206円

2 有価証券関係

第53期（2025年9月16日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,406,268
合計	1,406,268

第54期（2026年3月16日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,449,977
合計	1,449,977

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ワールド・ボンド・マザーファンド (為替ヘッジあり)	78,775,631	104,952,773	
親投資信託受益証券	合計		104,952,773	
合計			104,952,773	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026年3月16日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

## （1）貸借対照表

項目	(2026年3月16日現在)	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
預金	160,068,162	
金銭信託	15,090,079	
国債証券	3,007,333,035	
特殊債券	452,895,616	
社債券	64,161,446	
派生商品評価勘定	38,084,577	
未収入金	55,573,316	
未収利息	23,173,342	
前払費用	3,948,265	
差入委託証拠金	33,388,982	
流動資産合計	3,853,716,820	
資産合計	3,853,716,820	
負債の部		
流動負債		
売付債券	27,763,933	
派生商品評価勘定	69,888,344	
前受金	780,000	
未払金	73,070,859	
未払解約金	57,538	
その他未払費用	220,000	
流動負債合計	171,780,674	
負債合計	171,780,674	
純資産の部		
元本等		
元本	2,763,538,865	
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	918,397,281	
元本等合計	3,681,936,146	
純資産合計	3,681,936,146	
負債純資産合計	3,853,716,820	

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

## ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債及び売付債券は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

## (1) 金利先物取引及び債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## (2) 直物為替先渡取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

## (3) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

( 重要な会計上の見積りに関する注記 )

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	( 2026年 3月16日現在 )
1 当該計算日における受益権総数	2,763,538,865口
2 1口当たり純資産額	1.3323円

## （金融商品に関する注記）

### 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。直物為替先渡取引及び為替予約取引は外貨建有価証券の売上の決済等に必要となる外貨の売上の為、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする直物為替先渡取引及び為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。直物為替先渡取引及び為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### （1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### （2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### （3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

(2026年3月16日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額  
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は  
ありません。
- 2 時価の算定方法
  - (1) 有価証券  
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
  - (2) デリバティブ取引  
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載して  
おります。
  - (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)  
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ  
っております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場  
合、当該価額が異なることもあります。  
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は  
計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額  
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に  
従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年3月16日現在)	
同計算期間の期首元本額	2,821,621,669円
同計算期間中の追加設定元本額	19,409,341円
同計算期間中の一部解約元本額	77,492,145円
同計算期間末日の元本額	2,763,538,865円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	78,775,631円
JDFワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）	2,684,763,234円
合計	2,763,538,865円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2026年3月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
(資産)	
国債証券	32,854,110
特殊債券	224,776
社債券	41,731
(負債)	
売付債券	287,838
合計	32,832,779

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	アメリカドル	179,751,505	-	177,614,984	2,136,521
	ユーロ	349,641,750	-	347,152,729	2,489,021
	イギリスポンド	18,746,952	-	18,704,672	42,280
	オーストラリアドル	12,178,907	-	12,071,352	107,555
	カナダドル	56,455,103	-	55,484,165	970,938
	日本円	131,960,000	-	131,040,000	920,000
	買建				
	アメリカドル	777,993,379	-	765,332,502	12,660,877
ユーロ	215,767,464	-	213,310,581	2,456,883	
	合計	1,742,495,060	-	1,720,710,985	8,451,445

(注1) 時価の算定方法

## 債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 金利関連

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	金利先物取引				
	売建				
	アメリカドル	128,103,948	-	128,035,851	68,097
	合計	128,103,948	-	128,035,851	68,097

(注1) 時価の算定方法

## 金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 通貨関連

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建				
	インドネシアルピア	7,329,844	-	7,398,886	69,042
	マレーシアリングット	64,436,894	-	67,205,637	2,768,743
	韓国ウォン	259,975,917	-	257,470,378	2,505,539
	中国元	12,090,087	-	12,443,376	353,289
	買建				
	インドネシアルピア	3,697,533	-	3,720,034	22,501
	マレーシアリングット	41,090,656	-	42,309,426	1,218,770
	韓国ウォン	216,601,109	-	216,866,452	265,343
	中国元	6,175,575	-	6,233,085	57,510
	合計	611,397,615	-	613,647,274	878,589

(注1) 時価の算定方法

直物為替先渡取引

金融商品取引業者が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

区分	種類	(2026年3月16日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,677,587,116	-	1,716,116,188	38,529,072
	イギリスポンド	231,242,051	-	232,946,870	1,704,819
	オーストラリアドル	46,414,397	-	46,896,654	482,257
	オフショア人民元	436,256,177	-	442,645,287	6,389,110
	カナダドル	126,460,687	-	128,828,648	2,367,961
	シンガポールドル	27,085,124	-	27,357,990	272,866
	スウェーデンクローナ	15,162,664	-	14,848,152	314,512
	チェココルナ	21,201,544	-	20,848,800	352,744
	デンマーククローネ	11,564,387	-	11,480,126	84,261
	ノルウェークローネ	13,246,505	-	13,204,296	42,209
	ポーランドズロチ	40,119,402	-	39,366,787	752,615
	メキシコペソ	78,383,310	-	77,296,681	1,086,629
	ユーロ	1,367,897,230	-	1,358,260,219	9,637,011
	買建				
	アメリカドル	633,673,234	-	646,532,806	12,859,572
	イギリスポンド	6,329,111	-	6,330,078	967
	オフショア人民元	96,193,558	-	97,739,773	1,546,215
	チェココルナ	749,332	-	744,600	4,732
	ユーロ	114,678,712	-	113,453,786	1,224,926
	合計	4,944,244,541	-	4,994,897,741	24,299,008

（注1） 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

（注2） 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	4 6 2 2年国債	28,550,000	28,516,882	
		1 5 3 5年国債	15,700,000	15,487,264	
		3 6 4 10年国債	111,550,000	101,912,080	
		3 7 1 10年国債	6,000,000	5,372,640	
		3 7 3 10年国債	43,950,000	39,497,424	
		3 7 6 10年国債	24,850,000	22,517,579	
		3 7 8 10年国債	19,100,000	17,903,958	
		3 2 30年国債	500,000	475,320	
		3 7 30年国債	4,800,000	4,150,464	
		4 4 30年国債	7,900,000	6,377,749	
		5 4 30年国債	21,400,000	13,520,733	
		5 5 30年国債	2,300,000	1,441,939	
		5 6 30年国債	3,000,000	1,867,290	
		5 7 30年国債	11,000,000	6,794,040	
		5 8 30年国債	1,150,000	704,835	
		5 9 30年国債	3,400,000	2,014,738	
		6 3 30年国債	6,650,000	3,495,772	
		6 5 30年国債	2,800,000	1,444,408	
		8 0 30年国債	5,550,000	3,859,692	
		8 1 30年国債	18,400,000	12,120,632	
		8 5 30年国債	7,100,000	5,526,284	
		8 6 30年国債	4,000,000	3,183,360	
		1 3 0 20年国債	800,000	802,008	
		1 5 6 20年国債	15,950,000	13,273,909	
		1 5 7 20年国債	21,300,000	17,208,270	
		1 5 8 20年国債	13,500,000	11,187,045	
		1 5 9 20年国債	3,600,000	2,995,812	
		1 6 0 20年国債	7,800,000	6,520,410	
		1 6 3 20年国債	3,400,000	2,747,880	
		1 6 4 20年国債	1,800,000	1,425,384	
		1 6 5 20年国債	3,400,000	2,670,394	
		1 6 6 20年国債	7,700,000	6,161,694	
		1 6 7 20年国債	2,650,000	2,048,052	
1 6 8 20年国債	10,300,000	7,783,298			
1 6 9 20年国債	23,300,000	17,201,458			
1 7 5 20年国債	15,900,000	11,515,098			
1 7 9 20年国債	43,150,000	30,215,356			
日本円 小計			524,200,000	431,941,151	
アメリカドル		HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 7.625% 2041/03/29	10,000.000	11,465.160	
		MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 3.75% 2028/01/11	200,000.000	197,150.000	
		REPUBLIC OF POLAND 5.5% 2053/04/04	20,000.000	18,611.050	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/08/31	12,000.000	11,450.620	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/02/29	60,000.000	57,067.960	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2041/08/15	1,000.000	669.060	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2045/11/15	250,000.000	189,101.560	

	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2027/11/30	1,530,000.000	1,520,377.710	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2028/02/29	282,000.000	280,116.320	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2027/09/30	540,000.000	537,975.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/11/30	120,000.000	118,110.930	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2028/05/31	40,000.000	39,901.560	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/09/30	170,000.000	168,353.120	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15	690,000.000	675,121.870	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/11/15	60,000.000	60,255.460	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2035/08/15	90,000.000	89,971.870	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2055/11/15	40,000.000	38,200.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.875% 2045/08/15	190,000.000	189,584.370	
アメリカドル 小計		4,305,000.000	4,203,483.620 (670,161,394)	
イギリスポンド	UNITED KINGDOM GILT 0.375% 2026/10/22	43,000.000	42,155.340	
	UNITED KINGDOM GILT 0.875% 2029/10/22	77,000.000	68,724.040	
	UNITED KINGDOM GILT 1% 2032/01/31	179,000.000	147,678.220	
	UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2027/07/22	124,000.000	119,548.490	
	UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2051/07/31	29,000.000	12,201.150	
	UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2047/07/22	10,000.000	5,039.960	
	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	321,000.000	243,073.150	
	UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/01/22	85,000.000	66,015.250	
	UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2053/10/22	43,000.000	32,309.580	
	UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2029/07/22	50,000.000	49,874.360	
	UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2036/3/7	1,000.000	953.300	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2030/03/07	20,000.000	20,088.700	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2040/01/31	21,000.000	19,386.770	
	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2035/03/07	152,000.000	149,198.180	
UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	1,000.000	912.260		
イギリスポンド 小計		1,156,000.000	977,158.750 (206,571,360)	
オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/05/21	100,000.000	92,113.000	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/05/21	50,000.000	37,496.000	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/03/21	10,000.000	7,080.300	
オーストラリアドル 小計		160,000.000	136,689.300 (15,295,533)	
オフショア人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.49% 2031/12/25	800,000.000	793,828.270	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.61% 2035/02/15	100,000.000	98,524.720	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2031/03/25	800,000.000	828,049.680	

	CHINA GOVERNMENT BOND 2.4% 2028/07/15	300,000.000	307,425.900	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.44% 2027/10/15	900,000.000	915,248.520	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/04/15	1,300,000.000	1,318,521.490	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2028/09/25	600,000.000	617,405.160	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	700,000.000	710,439.870	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2028/04/15	500,000.000	513,903.750	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.67% 2033/11/25	200,000.000	213,852.620	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	2,200,000.000	2,304,468.540	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2032/08/15	200,000.000	212,142.160	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/06/15	900,000.000	940,102.920	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2032/02/17	2,000,000.000	2,131,623.190	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2029/03/24	400,000.000	417,682.560	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.85% 2027/06/04	400,000.000	408,391.440	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.89% 2031/11/18	100,000.000	107,449.240	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.12% 2052/10/25	100,000.000	114,280.680	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.19% 2053/04/15	200,000.000	232,217.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.39% 2050/03/16	100,000.000	118,328.780	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.53% 2051/10/18	500,000.000	609,599.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.72% 2051/04/12	400,000.000	499,614.360	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.81% 2050/09/14	200,000.000	251,769.560	
	オフショア人民元 小計	13,900,000.000	14,664,870.210 (338,657,314)	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/06/01	98,000.000	91,097.970	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2028/06/01	43,000.000	42,245.520	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2030/03/01	40,000.000	39,593.690	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2031/03/01	40,000.000	39,336.490	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2027/02/01	160,000.000	160,617.770	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2033/12/01	50,000.000	49,621.350	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2034/12/01	110,000.000	108,475.880	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2035/06/01	20,000.000	19,648.600	
	カナダドル 小計	561,000.000	550,637.270 (64,028,102)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/06/01	100,000.000	100,164.200	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/03/01	43,000.000	46,949.120	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/07/01	50,000.000	52,014.960	
	シンガポールドル 小計	193,000.000	199,128.280 (24,769,567)	
スウェーデンク ローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/05/12	1,000,000.000	970,916.190	

スウェーデンクローナ 小計		1,000,000.000	970,916.190 (16,389,065)	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 4.5% 2032/11/11	1,220,000.000	1,205,481.980	
チェココルナ 小計		1,220,000.000	1,205,481.980 (8,993,016)	
デンマーククローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15	400,000.000	389,790.400	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 4.5% 2039/11/15	135,000.000	157,261.500	
デンマーククローネ 小計		535,000.000	547,051.900 (13,369,948)	
ノルウェークローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2027/02/17	560,000.000	547,856.960	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.75% 2035/06/12	250,000.000	239,605.210	
ノルウェークローネ 小計		810,000.000	787,462.170 (12,859,257)	
ポーランドズロチ	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	270,000.000	263,912.080	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/10/25	120,000.000	111,543.420	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2034/10/25	270,000.000	258,907.790	
ポーランドズロチ 小計		660,000.000	634,363.290 (27,098,350)	
マレーシアリングット	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.519% 2028/04/20	360,000.000	362,667.600	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.054% 2039/04/18	160,000.000	163,119.210	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.18% 2044/05/16	90,000.000	92,425.490	
マレーシアリングット 小計		610,000.000	618,212.300 (25,038,587)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20	200,000.000	210,542.000	
	MEXICAN BONOS 7.5% 2027/06/03	1,000,000.000	1,001,010.000	
	MEXICAN BONOS 7.5% 2033/05/26	2,000,000.000	1,841,960.000	
	MEXICAN BONOS 7.75% 2034/11/23	1,500,000.000	1,379,205.000	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2029/05/31	850,000.000	855,695.000	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2030/02/28	1,000,000.000	1,000,040.000	
メキシコペソ 小計		6,550,000.000	6,288,452.000 (56,200,524)	
ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	125,000.000	123,887.500	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 2047/06/22	20,000.000	12,769.600	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/06/22	40,000.000	23,554.000	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/08/15	31,000.000	26,717.250	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2029/08/15	141,000.000	129,739.690	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2030/08/15	19,000.000	17,005.550	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2031/08/15	16,000.000	13,916.340	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2036/05/15	10,000.000	7,382.690	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2052/08/15	109,000.000	43,780.640	

BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	289,000.000	202,794.170	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.2% 2034/02/15	342,000.000	326,722.170	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2054/08/15	90,000.000	73,638.540	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2035/02/15	90,000.000	87,197.950	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2033/08/15	46,000.000	45,395.240	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2034/08/15	70,000.000	68,593.000	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15	310,000.000	308,096.600	
FINLAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2040/09/15	30,000.000	18,727.500	
FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/09/15	45,000.000	42,782.970	
FINLAND GOVERNMENT BOND 1.125% 2034/04/15	10,000.000	8,566.870	
FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/07/04	20,000.000	17,503.000	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/05/25	20,000.000	15,853.430	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25	30,000.000	27,390.960	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	174,000.000	182,989.060	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2027/02/25	50,000.000	48,895.000	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25	288,000.000	259,864.120	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2031/11/25	14,000.000	11,757.340	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2029/05/25	20,000.000	18,634.700	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/11/25	1,000.000	950.210	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2052/05/25	50,000.000	21,845.000	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25	144,000.000	141,574.040	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/05/25	100,000.000	57,565.460	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	24,000.000	24,014.640	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	154,000.000	153,323.170	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2033/05/25	20,000.000	19,565.720	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2034/11/25	99,000.000	95,073.850	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2055/05/25	30,000.000	24,026.240	
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.4% 2035/05/15	50,000.000	39,147.570	
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/05/15	62,000.000	59,269.650	
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2050/05/15	5,000.000	3,267.520	
IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/02/18	5,000.000	3,907.160	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.6% 2031/08/01	167,000.000	146,162.730	

ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.5% 2045/04/30	22,000.000	14,050.850	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01	67,000.000	66,928.370	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/09/01	180,000.000	156,457.800	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2050/09/01	20,000.000	14,139.880	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/03/01	90,000.000	69,843.060	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2028/12/01	3,000.000	3,006.870	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.95% 2030/07/01	20,000.000	19,955.280	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01	299,000.000	300,626.560	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.1% 2026/08/28	140,000.000	140,529.620	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.8% 2028/08/01	31,000.000	31,770.970	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2034/07/01	35,000.000	35,704.550	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/09/01	30,000.000	27,688.470	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2035/04/30	50,000.000	51,396.500	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2037/2/1	62,000.000	63,180.970	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.3% 2054/10/01	30,000.000	28,937.550	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.35% 2033/11/01	20,000.000	21,146.460	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/09/01	23,000.000	24,472.920	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	6,000.000	6,621.400	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0% 2027/10/22	79,000.000	76,005.770	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/06/22	17,000.000	16,664.030	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/06/22	20,000.000	18,910.830	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/06/22	167,000.000	133,287.100	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2031/07/15	73,000.000	63,162.300	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/07/15	188,000.000	187,027.660	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2040/01/15	45,000.000	31,003.600	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/01/15	55,000.000	48,920.850	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/01/15	31,000.000	33,347.840	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 1.95% 2029/06/15	50,000.000	49,101.700	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.875% 2034/10/20	40,000.000	38,957.680	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.625% 2054/06/12	20,000.000	18,514.200	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2030/02/20	50,000.000	45,019.950	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2031/02/20	30,000.000	26,155.150	

		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/02/20	100,000.000	67,724.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.2% 2040/10/31	18,000.000	12,776.360	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	257,000.000	251,044.530	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/07/30	75,000.000	73,015.100	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.85% 2035/07/30	10,000.000	8,780.300	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/05/31	160,000.000	160,097.030	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.55% 2032/10/31	90,000.000	87,214.140	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2030/01/31	30,000.000	29,937.300	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	80,000.000	67,617.540	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.2% 2035/10/31	27,000.000	26,491.450	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.3% 2036/04/30	96,000.000	94,518.330	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2034/10/31	40,000.000	40,360.120	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/07/30	15,000.000	12,782.160	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	73,000.000	77,234.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	65,000.000	75,208.900	
	ユーロ 小計		6,489,000.000	5,901,186.840 (1,077,556,717)	
	韓国ウォン	KOREA TREASURY BOND 2.5% 2030/09/10	180,130,000.000	172,152,950.690	
	韓国ウォン 小計		180,130,000.000	172,152,950.690 (18,403,150)	
国債証券 合計				3,007,333.035 (2,575,391,884)	
特殊債券	アメリカドル	BANK 2019-BNK21 2.851% 2052/10/15	90,000.000	84,914.100	
		BANK 2019-BNK23 3.455% 2052/12/15	57,000.000	49,940.550	
		BANK 2022-BNK42 FR 2055/06/15	70,000.000	68,347.300	
		BARCLAYS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C3 3.583% 2052/5/15	77,000.000	74,674.600	
		BENCHMARK 2018-B5 MORTGAGE TRUST 4.5697% 2051/7/15	28,487.000	27,135.860	
		BMO 2023-5C2 MORTGAGE TRUST FR 2056/11/15	40,000.000	41,874.000	
		BMO 2023-5C2 MORTGAGE TRUST FR 2056/11/15	40,000.000	40,746.000	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2.8687% 2056/8/10	100,000.000	94,213.000	
		CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2018-C5 FR 2051/6/10	40,000.000	39,526.400	
		COMM 2015-CCRE27 MORTGAGE TRUST FR 2048/10/10	1,536.380	1,467.220	
		CSAIL 2019-C15 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 4.4757% 2052/3/15	12,000.000	11,338.200	
		CSAIL 2019-C16 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.329% 2052/6/15	136,000.000	131,101.280	
		CSAIL 2019-C18 COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.5939% 2052/12/15	31,000.000	28,983.760	

		DBJPM 17-C6 MORTGAGE TRUST FR 2050/6/10	33,000.000	31,352.640	
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS2 FR 2049/5/10	50,000.000	49,516.500	
		JPMCC COMMERCIAL MORTGAGE SECURITIES TRUST 201 3.4569% 2050/3/15	23,212.560	23,095.100	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I 2017-HR2 FR 2050/12/15	55,000.000	53,868.650	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2018-L1 FR 2051/10/15	12,502.000	11,992.910	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I TRUST 2020-L4 2.698% 2030/2/15	90,000.000	83,452.500	
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2017-C7 FR 2050/12/15	40,000.000	38,304.000	
		UBS COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 3.3952% 2052/9/15	65,000.000	59,211.100	
		UMBS 30YR TBA(REG A) 3.5% 2026/04/13	190,000.000	174,144.970	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C49 FR 2052/3/15	14,000.000	13,274.660	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C50 4.192% 2052/5/15	47,000.000	44,699.820	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2020-C56 FR 2053/6/15	12,000.000	10,390.200	
		WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2025-C65 5.292% 2058/10/15	100,000.000	101,755.000	
		アメリカドル 小計	1,454,737.940	1,389,320.320 (221,499,339)	
	オーストラリア ドル	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 3.5% 2037/11/20	179,400.000	144,860.110	
		TREASURY CORP OF VICTORIA 2% 2037/11/20	45,000.000	30,308.850	
		TREASURY CORP OF VICTORIA 5% 2040/11/20	90,000.000	80,822.700	
		オーストラリアドル 小計	314,400.000	255,991.660 (28,645,467)	
	カナダドル	BRITISH COL INV 4% 2035/06/02	200,000.000	200,399.540	
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA 3.95% 2035/12/02	190,000.000	189,782.700	
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA 4.2% 2057/12/01	110,000.000	99,605.440	
		カナダドル 小計	500,000.000	489,787.680 (56,952,511)	
	ユーロ	EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FACILITY 2.5% 2031/03/03	650,000.000	638,396.530	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 3% 2036/01/14	93,000.000	91,195.730	
		KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 3% 2036/01/04	70,000.000	68,865.020	
		ユーロ 小計	813,000.000	798,457.280 (145,798,299)	
		特殊債券 合計		452,895,616 (452,895,616)	
社債券	アメリカドル	CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2016-C2 2.832% 2049/8/10	50,000.000	49,691.500	
		CNH EQUIPMENT TRUST 2025-A 4.36% 2030/08/15	65,000.000	65,427.050	
		GS MORTGAGE SECURITIES TRUST 2016-GS4 FR 2049/11/10	40,000.000	39,652.400	
		HONDA AUTO RECEIVABLES 2023- 4 OWNER TRUST 5.67% 2028/6/21	19,279.670	19,462.630	

	HYUNDAI AUTO RECEIVABLES TRUST 2023-C 5.54% 2028/10/16	18,434.040	18,583.900	
	MASTERCARD INC 4.55% 2035/01/15	3,000.000	2,936.820	
	META PLATFORMS INC 4.45% 2052/08/15	19,000.000	14,864.520	
	META PLATFORMS INC 4.65% 2062/08/15	19,000.000	14,701.880	
	MORGAN STANLEY BOA MERRILL LYNCH TRUST 2016-C28 3.544% 2049/1/15	17,325.860	17,299.520	
	MORGAN STANLEY FR 2034/04/21	26,000.000	26,151.490	
	SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2004-A FR 2033/6/15	15,139.200	15,112.690	
	SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2005-B FR 2039/6/15	35,357.540	34,860.050	
	SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-A FR 2039/6/15	46,180.400	45,364.390	
	SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2006-B FR 2039/12/15	20,672.180	20,262.660	
	SLM PRIVATE CREDIT STUDENT LOAN TRUST 2007-A FR 2041/12/16	18,178.320	18,071.240	
	アメリカドル 小計	412,567.210	402,442.740 (64,161,446)	
社債券 合計			64,161,446 (64,161,446)	
合計			3,524,390,097 (3,092,448,946)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
売付債券	アメリカドル	UMBS 30YR TBA(REG A) 3.5% 2026/04/13	190,000.000	174,144.970	
	アメリカドル	小計	190,000.000	174,144.970 (27,763,933)	
売付債券 合計				27,763,933 (27,763,933)	

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。
- 3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率	
アメリカドル	国債証券	18銘柄	70.1%	30.9%
	特殊債券	26銘柄	23.2%	
	社債券	15銘柄	6.7%	
イギリスポンド	国債証券	15銘柄	100.0%	6.7%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	34.8%	1.4%
	特殊債券	3銘柄	65.2%	
オフショア人民元	国債証券	23銘柄	100.0%	11.0%
カナダドル	国債証券	8銘柄	52.9%	3.9%
	特殊債券	3銘柄	47.1%	
シンガポールドル	国債証券	3銘柄	100.0%	0.8%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.5%
チェココルナ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	100.0%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	100.0%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券	3銘柄	100.0%	0.9%
マレーシアリングgit	国債証券	3銘柄	100.0%	0.8%
メキシコペソ	国債証券	6銘柄	100.0%	1.8%
ユーロ	国債証券	88銘柄	88.1%	39.6%
	特殊債券	3銘柄	11.9%	
韓国ウォン	国債証券	1銘柄	100.0%	0.6%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2026年3月末現在)

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

資産総額	1,299,001,794円
負債総額	1,493,712円
純資産総額( - )	1,297,508,082円
発行済数量	812,260,139口
1 単位当たり純資産額( / )	1.5974円

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

資産総額	2,955,321,347円
負債総額	64,104,830円
純資産総額( - )	2,891,216,517円
発行済数量	1,148,671,325口
1 単位当たり純資産額( / )	2.5170円

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

資産総額	105,012,421円
負債総額	39,753円
純資産総額( - )	104,972,668円
発行済数量	121,669,815口
1 単位当たり純資産額( / )	0.8628円

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」

資産総額	3,786,072,055円
負債総額	129,469,281円
純資産総額( - )	3,656,602,774円
発行済数量	2,756,786,815口
1 単位当たり純資産額( / )	1.3264円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

### 3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

### 5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5カ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

###### 投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

###### 運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

###### ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

###### リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年3月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)

種類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	198	15,006,229
単位型株式投資信託	37	196,845
合計	235	15,203,074

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	18,849	17,307
立替金	40	40
前払費用	163	197
未収入金	2	0
未収委託者報酬	2,623	3,298
未収運用受託報酬	3,431	3,776
未収収益	2	5,942
為替予約	-	0
その他流動資産	-	-
流動資産計	27,042	30,563
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	341
器具備品	1	260
有形固定資産計	742	601
無形固定資産		
ソフトウェア	7	113
無形固定資産計	7	113
投資その他の資産		
投資有価証券	32	31
長期差入保証金	820	824
前払年金費用	1,241	1,311
長期前払費用	3	18
繰延税金資産	955	1,002
投資その他の資産計	3,054	3,188
固定資産計	3,805	3,904
資産合計	30,847	34,467

	第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	85	149
未払金	2	
未払収益分配金	5	6
未払償還金	70	70
未払手数料	530	802
その他未払金	62	74
未払費用	2	1,421
未払消費税等	424	335
未払法人税等	2,223	2,679
為替予約	3	3
前受金	162	114
賞与引当金	2,330	2,637
役員賞与引当金	147	362
早期退職慰労引当金	129	62
流動負債計	7,420	8,721
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	103	107
資産除去債務	964	966
固定負債計	1,068	1,073
負債合計	8,488	9,795
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,054	14,368
利益剰余金合計	12,391	14,704
株主資本合計	22,359	24,672
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	22,359	24,672
負債・純資産合計	30,847	34,467

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		8,337	9,652
運用受託報酬	1	10,459	11,226
その他営業収益	1	19,213	23,370
営業収益計		38,009	44,248
営業費用			
支払手数料		1,990	2,531
広告宣伝費		259	299
調査費			
調査費		352	366
委託調査費	1	5,494	6,743
調査費計		5,846	7,109
委託計算費		92	34
営業雑経費			
通信費		119	94
印刷費		81	87
諸会費		39	38
営業雑経費計		240	220
営業費用計		8,430	10,194
一般管理費			
給料			
役員報酬		425	612
給料・手当		5,749	5,897
賞与		2,880	3,190
給料計		9,055	9,701
退職給付費用		430	474
福利厚生費		1,151	1,199
事務委託費	1	6,695	7,187
交際費		52	45
旅費交通費		223	220
租税公課		317	359
不動産賃借料		814	806
水道光熱費		70	63
固定資産減価償却費		298	252
資産除去債務利息費用		1	1
事務過誤取引損		0	0
諸経費		459	673
一般管理費計		19,571	20,985
営業利益		10,007	13,068

	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	25
有価証券売却益	6	-
為替差益	153	8
その他	1	0
営業外収益計	164	34
営業外費用		
支払手数料	1	1
有価証券売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
その他	0	-
営業外費用計	2	1
経常利益	10,169	13,101
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	128	-
特別損失計	128	-
税引前当期純利益	10,041	13,101
法人税、住民税及び事業税	3,441	4,235
法人税等調整額	223	46
当期純利益	6,822	8,913

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						7,400	7,400	7,400			7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	577	577	577	0	0	577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359

第39期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2025年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359
当期変動額											
剰余金の配当						6,600	6,600	6,600			6,600
当期純利益						8,913	8,913	8,913			8,913
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,313	2,313	2,313	0	0	2,313
2025年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,368	14,704	24,672	0	0	24,672

## 注 記 事 項

## 【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 有価証券
  - その他有価証券
  - 時価のあるもの
  - 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法
  - (1) 有形固定資産  
定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。
  - (2) 無形固定資産  
自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金の計上方法  
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金の計上方法
    - 旧退職金制度  
適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。
    - 確定拠出年金制度  
確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。
    - 確定給付年金制度  
キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(12年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間(8年~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

### （未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

#### （1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

#### （2）適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

#### （3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

**（貸借対照表関係）****1 有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物附属設備	2,852 百万円	2,926 百万円
器具備品	1,455 百万円	1,449 百万円

**2 関係会社に対する資産及び負債**

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未収収益	189 百万円	247 百万円
その他未払金	54 百万円	53 百万円
未払費用	27 百万円	60 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

**（損益計算書関係）**

## 1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日 )	(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日 )
運用受託報酬	284 百万円	265 百万円
その他営業収益	6,381 百万円	6,500 百万円
委託調査費	1,222 百万円	1,441 百万円
事務委託費	2,430 百万円	2,543 百万円

**（株主資本等変動計算書関係）**

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1年以内	737 百万円	737 百万円
1年超	676 百万円	- 百万円
合計	1,413 百万円	737 百万円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	27

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	824	787	37

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,849	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,623	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,431	-	-	-
(4) 未収収益	1,933	-	-	-
合計	26,837	-	-	-

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,307	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	3,298	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,776	-	-	-
(4) 未収収益	5,942	-	-	-
合計	30,325	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	787	-	787

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

**(退職給付関係)**

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	390
年金資産の期末残高	3,661

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	3,661
	862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	759
未認識数理計算上の差異	400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,901
勤務費用	399
利息費用	50
数理計算上の差異の発生額	87
退職給付の支払額	406
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,857

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
年金資産の期首残高	3,661
期待運用収益	128
数理計算上の差異の発生額	24
事業主からの拠出額	453
退職給付の支払額	406
年金資産の期末残高	3,860

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,750
年金資産	3,860
	1,110
非積立型制度の退職給付債務	107
未積立退職給付債務	1,003
未認識数理計算上の差異	218
未認識過去勤務費用	17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,204
退職給付引当金	107
前払年金費用	1,311
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,204

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
勤務費用	399
利息費用	50
期待運用収益	128
数理計算上の差異の費用処理額	70
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	387
特別退職金	160
合計	548

(注) 特別退職金は、一般管理費の「諸経費」に含めて計上しております。

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式26%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
割引率	3.1%
長期期待運用収益率	3.8%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	286	252
賞与引当金	713	807
資産除去債務	295	304
未払事業税	122	145
早期退職慰労引当金	39	19
退職給付引当金	31	33
その他	0	-
繰延税金資産合計	1,489	1,563
繰延税金負債		
前払年金費用	380	412
資産除去債務に対応する除去費用	35	27
その他	117	120
繰延税金負債合計	533	560
繰延税金資産の純額	955	1,002

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	955	1,002

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
	30.6	%	30.6	%
法定実効税率				
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3		1.3	
その他	0.1		0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0	%	32.0	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。  
これに伴い、2027年1月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 当該資産除去債務の概要  
当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	963	964
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	1	1
期末残高	964	966

### （収益認識関係）

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
委託者報酬	8,337 百万円	9,652 百万円
運用受託報酬	10,000 百万円	10,475 百万円
成功報酬（注）	458 百万円	750 百万円
その他営業収益	19,213 百万円	23,370 百万円
合計	38,009 百万円	44,248 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

**（セグメント情報等）**

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

## (2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	9,652	11,226	23,370	44,248

## (2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
20,593	19,301	4,354	44,248

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	6,765	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	10,527	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報  
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報  
当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

### （関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引  
財務諸表提出会社と関連当事者との取引  
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロ ック・ファイナ ンシャル・マネジ メント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	265	未収収益	247
							受入 手数料	6,500		
							委託 調査費	1,441	未払費用	60
							事務 委託費	2,543		
親会社	ブラックロ ック・ジャパ ン・ホールディ ングス合同会 社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	10,527	未収収益	4,864
							委託調査費	13		
							事務委託費	33		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ マネジメント・ カンパニー・エ スエー	ルクセン ブルク大公 国ルクセン ブルク市	500 千米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	1,344	未収収益	480

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### (1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）  
 ブラックロック・サターン・サブコ・エルエルシー（非上場）  
 ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）  
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）  
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）  
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）  
 ピーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）  
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）  
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）  
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）  
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

### (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,490,611 円 39 銭	1,644,860 円 81 銭
1株当たり当期純利益金額	454,844 円 60 銭	594,210 円 44 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円（2025年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;参考：再信託受託会社の概要&gt;

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円（2025年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2025年3月末現在)	事業の内容	
株式会社常陽銀行 <sup>*1</sup>	85,113	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。	
株式会社みずほ銀行 <sup>*2</sup>	1,404,065		
株式会社三井住友銀行 <sup>*1</sup>	1,771,093		
株式会社横浜銀行 <sup>*1</sup>	215,628		
第一生命保険株式会社 <sup>*3</sup>	60,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。	
日本生命保険相互会社 <sup>*4</sup>	1,450,000		
三菱UFJ信託銀行株式会社 <sup>*2</sup>	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。	
SMB C日興証券株式会社 <sup>*1</sup>	135,000		
株式会社SBI証券	54,323		
松井証券株式会社 <sup>*5</sup>	11,945		
マネックス証券株式会社	13,195		
楽天証券株式会社	19,495		
			金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\*1 株式会社常陽銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社横浜銀行およびSMB C日興証券株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いを行いません。

\*2 株式会社みずほ銀行および三菱UFJ信託銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いを行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。なお、「為替ヘッジなし」のみの取扱いとします。

- \* 3 第一生命保険株式会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りま
- \* 4 日本生命保険相互会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りま
- \* 5 松井証券株式会社での取扱いは「為替ヘッジあり」のみとします。

## (3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
- ・資本金の額 : 非公開
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
- ・資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算<sup>\*</sup> 約199億円、2025年12月末現在)  
\* 英ポンドの円貨換算は、2025年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=211.43円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・名称 : ブラックロック(シンガポール)リミテッド
- ・資本金の額 : 2,721,871シンガポールドル(円貨換算<sup>\*</sup> 約331百万円、2025年12月末現在)  
\* シンガポールドルの円貨換算は、2025年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポールドル=121.78円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド
- ・資本金の額 : 23百万豪ドル(円貨換算<sup>\*</sup> 約25億円、2025年12月末現在)  
\* 豪ドルの円貨換算は、2025年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=104.82円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック（シンガポール）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

### 第3【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若林 亜希

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奈良 将太郎

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の2025年9月17日から2026年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の2026年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奈良 将太郎

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の2025年9月17日から2026年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の2026年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。